

平成29年3月 6日 開会

平成29年3月17日 閉会

# 平成29年第1回安八町議会 定例会会議録

岐阜県安八町議会

# 目 次

3月6日（月）

議事日程	1
議長及び出席議員	2
地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者	2
職務のために出席した者	2
開会	3
会議録署名者決定	3
会期決定	3
議第1号について（提案説明・委員会付託）	5
議第2号について（提案説明・委員会付託）	6
議第3号について（提案説明・委員会付託）	7
議第4号について（提案説明・委員会付託）	8
議第5号について（提案説明・委員会付託）	10
議第6号について（提案説明・委員会付託）	11
議第7号について（提案説明・委員会付託）	12
議第8号について（提案説明・委員会付託）	13
議第9号について（提案説明・委員会付託）	14
議第10号について（提案説明・委員会付託）	15
議第11号について（提案説明・委員会付託）	23
議第12号から議第17号までについて（提案説明・委員会付託）	26
議第18号から議第20号までについて（提案説明・委員会付託）	47
散会	49
会議録署名議員	50

3月17日（金）

議事日程	51
議長及び出席議員	52

地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者	5 2
職務のために出席した者	5 2
開議	5 3
会議録署名者決定	5 3
一般質問	5 3
6番 大平文雄議員	5 3
7番 岩田讓治議員	5 8
1番 西松幸子議員	6 2
4番 安井 忠議員	6 6
5番 小川文雄議員	6 9
委員会報告	7 5
スマートインターチェンジ建設促進特別委員会	7 5
議会改革特別委員会	7 6
総務産建常任委員会	7 6
民生文教常任委員会	7 7
議第1号について（質疑・討論・採決）	7 8
議第2号について（質疑・討論・採決）	7 9
議第3号について（質疑・討論・採決）	7 9
議第4号について（質疑・討論・採決）	7 9
議第5号について（質疑・討論・採決）	8 0
議第6号について（質疑・討論・採決）	8 0
議第7号について（質疑・討論・採決）	8 0
議第8号について（質疑・討論・採決）	8 1
議第9号について（質疑・討論・採決）	8 1
議第10号について（質疑・討論・採決）	8 2
議第11号について（質疑・討論・採決）	8 2
議第12号について（質疑・討論・採決）	8 2
議第13号について（質疑・討論・採決）	8 3
議第14号について（質疑・討論・採決）	8 3
議第15号について（質疑・討論・採決）	8 3
議第16号について（質疑・討論・採決）	8 4

議第17号について（質疑・討論・採決）	8 4
議第18号について（質疑・討論・採決）	8 4
議第19号について（質疑・討論・採決）	8 5
議第20号について（質疑・討論・採決）	8 5
議第21号について（提案説明・採決）	8 5
議第22号について（提案説明・質疑・討論・採決）	8 7
閉会	9 0
会議録署名議員	9 1

平成29年3月6日（第1日）

議 事 日 程 (平成29年3月6日第1日)

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 会期決定
- 日程第3 議第1号 安八町職員の退職管理に関する条例制定について
- 日程第4 議第2号 安八町職員の降給に関する条例制定について
- 日程第5 議第3号 安八町職員の分限の手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第6 議第4号 安八町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議第5号 安八町税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議第6号 安八町手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第9 議第7号 安八町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議第8号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議第9号 安八町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議第10号 平成28年度安八郡安八町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第13 議第11号 平成28年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議第12号 平成29年度安八郡安八町一般会計予算
- 日程第15 議第13号 平成29年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算
- 日程第16 議第14号 平成29年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第17 議第15号 平成29年度安八郡安八町水道事業会計予算
- 日程第18 議第16号 平成29年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第19 議第17号 安八町公共下水道事業特別会計への繰入れについて
- 日程第20 議第18号 町道路線の認定について
- 日程第21 議第19号 町道路線の変更について
- 日程第22 議第20号 町道路線の廃止について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 山中 美恵子

○出席議員（10名）

1番	西松 幸子	2番	碓井 昭夫	3番	西松 巖
4番	安井 忠	5番	小川 文雄	6番	大平 文雄
7番	岩田 譲治	8番	古澤 榮一	9番	山中 美恵子
10番	渡邊 明博				

○欠席議員（なし）

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	堀 正	参事	岡田 武史
建設調整監	吉村 英市	産業振興課長	西松 博美
建設課長兼 SIC建設推進室長	岡田 立	総務課長	坂 優
企画調整課長	大平 共美	生涯学習課長兼 総合体育館長	安井 孝行
税務課長	堀 芳弘	学校教育課長兼 給食センター所長	河合 一
会計管理者	渡邊 毅	福祉調整監	堀 隆志
住民環境課長	吉村 等	福祉課長	坂 和由

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	山田 靖	書記	石田 千夏
書記	馬 渕 佑司		

(開会時間 午前10時00分)

議長 皆さん、おはようございます。

きのうは百梅園、園遊会、御苦労さまでございました。大盛況のうちに終わりました。ありがとうございます。御苦労さまでした。

それでは、平成29年第1回安八町議会定例会をただいまから始めたいと思います。

ただいまの出席議員は10名であります。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第1回安八町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

---

議長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、7番 岩田讓治君、8番 古澤榮一君に指名をいたします。

---

議長 日程第2、会期決定についてお諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月17日までの12日間にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月17日までの12日間にすることに決定をいたしました。

---

議長 町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

町長 堀正君。

町長 皆さん、おはようございます。

本日、平成29年第1回安八町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙のところ御参集を賜り、まことにありがとうございます。

日ごろ、町政の運営には格別の御理解並びに御協力を賜っておりますこと、心より感謝申し上げます。

昨日は、第19回安八園遊会を開催しまして、多くの方に御来場いただきまして、心より感謝申し上げます。



開会に当たりまして、新年度に臨む所信の一端を申し上げ、議員各位、並びに住民の皆様の御理解と御協力を賜りたく存じます。

本町では、念願のスマートインターチェンジは、工事区域周辺の地盤が軟弱で、調査や対策に時間がかかりましたので、供用開始時期がこれまで予定していた平成29年3月から1年おくれて平成30年3月になると先日新聞発表させていただきました。

今後、このスマートインターチェンジを基点として、地域活性化に向けた交流拠点などの整備も、株式会社日本総合研究所などの協力を得て、現在検討を進めているところであります。また、アクセス道路などの整備、インターチェンジ周辺の土地利用の見直し、企業誘致を進めているところです。

平成29年度は、それらを踏まえて、スマートインターチェンジを核とした新しいまちづくりを住民の皆様とともにやりたいと思います。

一歩ずつ歩みを進め、これからの安八町の発展と安心して暮らせるまちづくりのために、新年度、平成29年度にも安八町のさらなる発展に向け、職員と一丸になって、情熱を持って努力してまいり所存でございます。

どうか議員各位、住民の皆様には一層の御理解、御協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

さて、本定例会に御提案申し上げます案件は、新年度予算の関係を中心に、条例制定・改正、一般会計・特別会計補正予算など、合わせて20議案になります。

新年度予算につきましては、国の補正予算なども有効に活用し、小学校のエアコンの設置など事業の前倒し実施をし、効率的な財政運営に努めつつ、スマートインターチェンジの完成を好機と捉え、今後のまちづくりの礎となるような予算編成にしました。

基本的な考え方につきましては、後ほど御説明させていただきますので、よろしく願いをいたします。

それぞれの案件の提案説明につきましては、参事、並びに担当課長より御説明申し上げますので、何とぞ十分御審議をいただき、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます、開会の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長 ありがとうございます。

それでは、これより議案の提案審議に入りますが、議案説明をされる方  
にお願いをいたします。説明は、簡潔明瞭にお願いをいたします。

---

議 長 日程第3、議第1号 安八町職員の退職管理に関する条例制定についてを  
議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 坂優君。

総務課長 議第1号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第1号 安八町職員の退職管理に関する条例制定について。

安八町職員の退職管理に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年3月6日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を  
改正する法律が施行され、職員の退職管理に関して規定されることに伴い、  
国家公務員に準じた職員管理を行うため、本条例を制定するものであります。

1枚はねていただきまして、安八町職員の退職管理に関する条例。

以下は条例本文でございます。

第1条、地方公務員法第38条の2第8項及び第38条の6第2項に基づき、  
本条例の根拠としております。

職員の退職管理の適正を確保するため、第2条、第3条のとおり定めるも  
のでございます。

第2条では、営利企業等に再就職した元職員に対しまして、離職前5年間  
の職務に属する者に関し、離職後2年間は現職職員への働きかけを禁止する  
ものでございます。

第3条では、再就職した元職員に再就職情報の届け出をさせるものでござ  
います。

4ページ、附則をお願いいたします。

この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいま議題となっております議第1号は、会期内の総務産建常任委員会  
で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第1号は会期内の総務産建常任委員会  
会で審査することに決定をいたしました。

---

議長 日程第4、議第2号 安八町職員の降給に関する条例制定についてを議  
題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 坂優君。

総務課長 議第2号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第2号 安八町職員の降給に関する条例制定について。

安八町職員の降給に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年3月6日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を  
改正する法律が施行され、職員の降任等の規定が整理されることに伴い、国  
家公務員に準じた職員管理を行うため、本条例を制定するものであります。

1枚はねていただきまして、安八町職員の降給に関する条例。

以下は条例本文でございます。

法の改正に伴いまして、地方公務員について人事評価制度の導入等により、  
能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図ることとなりました。その人事管  
理において、職員の意に反する降給の事由、基準及び手続について定めるも  
のでございます。

第1条は根拠規定でございます。

第2条は、降給の種類を降格、降号として、用語の説明をするものです。

第3条では、降格の事由につきまして、第1号により、勤務成績が特に悪  
い場合、心身の故障がある場合、職務を遂行するに適格性を欠く場合、第2  
号では、職務の級の職の数に不足が生じた場合としております。

第4条では、降号の事由について定めております。

第5条、職員を降給させる場合には、その旨を記載した書面を交付して行  
わなければならないと定めるものでございます。

以上がこの条例の主なるところでございます。

附則をお願いいたします。

この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいま議題となっております議第2号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第2号は会期内の総務産建常任委員会で審査することに決定をいたしました。

---

議 長 日程第5、議第3号 安八町職員の分限の手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 坂優君。

総務課長 議第3号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第3号 安八町職員の分限の手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町職員の分限の手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年3月6日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が施行され、職員の降任等の規定が整理されることに伴い、国家公務員に準じた職員管理を行うため、本条例を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、安八町職員の分限の手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例。

安八町職員の分限の手続き及び効果に関する条例（昭和30年安八町条例第31号）の一部を次のように改正する。

以下は改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明をさせていただきます。

議案資料1ページをお願いいたします。

新旧対照表でございます。

右列が改正後でございます。

この条例も法改正に伴いまして、地方公務員について人事評価制度の導入等により、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図ることとなり、その関

係条文を整理するものでございます。

第1条から各条におきまして、見出しをつけ、条例をわかりやすくしております。

中段、第2条第1号でございますが、人事評価制度の導入により、従来の職務成績評定書を人事評価に改めるものでございます。

第6条、失職の特例につきましては、法が定める欠格事項についての特例について、法と同様に定めるものでございます。

議案本文に戻っていただきまして、附則をお願いいたします。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第3号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第3号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

---

議長 日程第6、議第4号 安八町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 坂優君。

総務課長 議第4号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第4号 安八町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年3月6日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する執行機関の附属機関の委員報酬額を定めるため、同法96条第1項第1号の規定により、本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、安八町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

安八町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和44年安八町条例第4号）の一部を次のように改正する。

以下は改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明をさせていただきます。

議案資料3ページをお開きください。

新旧対照表でございます。

右列が改正後でございます。

監査委員におきましては、識見を有する者の中から選任された委員を日額「9,000円」から「1万6,000円」に、議会の議員の中から選任された委員を日額「7,000円」から「1万円」に改定するものでございます。

次に、農業委員会委員の会長、委員及び農地利用最適化推進委員につきまして、年額の報酬額を基本給とし、新たに能率給といたしまして、予算の範囲内で町長が定める額を加えるものでございます。

これは、国の農地利用最適化交付金事業の創設に伴い、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員に対して、活動実績及び成果実績に応じて配分し、農業委員会による農地利用最適化に向けた積極的な活動を推進する目的で、本給とは別に、事後的に報酬を上乗せ支給ができるようにとするものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

中段、空家等対策協議会委員、日額5,000円を新たに定めるものでございます。適切な管理が行われていない空き家等の増加による諸問題につきまして、関係機関と連携し、各種施策の推進について協議することを目的として、要綱を設置し、進めております。この協議会委員に対します報酬を定めるものでございます。

議案本文に戻っていただきまして、16ページ、附則をごらんください。

この条例は平成29年4月1日から施行する。

以上、御審議をいただきますようお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第4号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第4号は会期内の総務産建常任委員

会で審査することに決定をいたしました。

---

議 長 日程第7、議第5号 安八町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

税務課長 堀芳弘君。

税務課長 それでは、議第5号につきまして、朗読並びに提案説明をさせていただきます。

議第5号 安八町税条例の一部を改正する条例制定について。

安八町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年3月6日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方税法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、安八町税条例の一部を改正する条例。

第1条、安八町税条例（昭和45年安八町条例第14号）の一部を次のように改正する。

少し飛びまして、第2条、安八町税条例の一部を改正する条例（平成28年安八町条例第15号）の一部を次のように改正する。

以下は改正条文でありますので、改正内容につきましては別冊の議案資料で御説明させていただきます。

議案資料の7ページをごらんいただきたいと思います。

安八町税条例の主な改正事項（第1条関係）でございます。

第28条の2、町民税の申告につきましては、字句の改正を行うものでございます。

附則第6条の3の2、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除につきましては、住宅借入金等特別税額控除について、その対象となる家屋の居住年の期限を平成33年まで2年間延長するものでございます。

続きまして、安八町税条例の主な改正事項（第2条関係）でございます。

第2条につきましては、平成29年4月1日施行の消費税10%の導入時期が平成31年10月1日に先送りされたことによりまして、平成28年6月議会にお

いて専決させていただきました議案のうち、関係する条文を消費税8%時の規定に戻し、再度規定内容を整理し、変更後の導入時期を規定するものでございます。

本文に戻っていただきまして、本文の27ページをごらんいただきたいと思っております。

附則、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中、安八町税条例第28条の2第1項ただし書きの改正規定については、平成29年4月1日から施行する。

以上、よろしくお願いをいたします。

議長 ただいま議題となっております議第5号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第5号は会期内の総務産建常任委員会で審査することに決定をいたしました。

---

議長 日程第8、議第6号 安八町手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

税務課長 堀芳弘君。

税務課長 続きまして、議第6号 安八町手数料条例の一部を改正する条例制定についてを朗読並びに説明を申し上げます。

議第6号 安八町手数料条例の一部を改正する条例制定について。

安八町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年3月6日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、課税のために整備しております土地地番図等の資料の請求に対応するため、本条例の一部を改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、安八町手数料条例の一部を改正する条例。

安八町手数料条例（平成12年安八町条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中、29号を30号とし、21号から28号まで1号ずつ繰り下げ、20号



の次に次の1号を加える。

第21号、土地地番図等の閲覧及び写しの交付並びにその加工物の写しの交付、1件につき200円。ただし、町全域にわたる場合にあっては、10万円とするものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしく願いをいたします。

議長 ただいま議題となっております議第6号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第6号は会期内の総務産建常任委員会で審査することに決定をいたしました。

---

議長 日程第9、議第7号 安八町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

住民環境課長 吉村等君。

住民環境課長 議第7号につきまして、御説明申し上げます。

議第7号 安八町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年3月6日提出、安八郡安八町長。

提案説明でございます。

平成29年度から開始するふとん等回収事業に係る一般廃棄物手数料を定めるため、本条例を改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、改正条例本文でございます。

安八町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例。

安八町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年安八町条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1中でございますが、ごみ（可燃物）の項でございますが、

「ふとん・カーペット類 1 枚500円」を追加するものでございます。

これにつきましては、平成29年度において、御家庭で処分が困難な布団の回収を手数料をいただきまして有料で実施するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成29年 4 月 1 日から施行する。

また、別冊の議案資料35ページに新旧対照表が掲載してございますので、御精読のほう、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第 7 号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第 7 号は会期内の民生文教常任委員会で審査することに決定をいたしました。

---

議長 日程第10、議第 8 号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

住民環境課長 吉村等君。

住民環境課長 議第 8 号を朗読、説明申し上げます。

議第 8 号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について。  
安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年 3 月 6 日提出、安八郡安八町長。

提案説明でございます。

国民健康保険法施行令の一部が改正されたことにより、本条例を改正するものでございます。

1 枚はねていただきまして、安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

安八町国民健康保険条例（昭和34年安八町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

以下、改正本文でございますが、本条例は 2 条で構成しておりまして、第 1 条では国民健康保険の基礎賦課額の所得割額の算定及び減額の算定に用いる所得に、外国居住者等の所得に関する相互主義による所得税の

非課税等に関する法律に規定する特例適用利子及び特例適用配当等の額の追加をするものでございます。

また、第2条におきましては、所得の定義であります地方税法の改正により、配当所得、譲渡所得の整理を行うもの、また国民健康保険法施行令の改正により、所得区分により保険料の平等割、均等割の5割軽減、2割軽減の対象範囲を拡大するものでございます。

1枚はねていただきまして、附則でございます。

附則、施行期日につきましては第1条で公布の日から施行するものでございます。

第2条は経過措置でございます。改正文の第2条の規定による改正後の安八町国民健康保険条例の規定は、平成29年度以降の年度分の保険料について適用し、平成28年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものでございます。

また、こちらの議案資料の37ページに新旧対照表を掲載しておりますので、あわせて御精読のほう、よろしく願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第8号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第8号は会期内の民生文教常任委員会で審査することに決定をいたしました。

---

議長 日程第11、議第9号 安八町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 坂優君。

総務課長 議第9号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第9号 安八町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年3月6日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、安八町消防団のあり方に関する検討委員会の報告書を受け、消防団活動の実態に応じた適切な手当の額に改正し、消防団の活性化を図るものであります。

1枚はねていただきまして、安八町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例。

安八町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和40年安八町条例第12号）の一部を次のように改正する。

以下は改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明いたします。

議案資料43ページ、最終ページをお願いいたします。

条例新旧対照表でございます。右列が改正後でございます。

第14条の費用弁償につきまして、改正後、警戒、防御、訓練等、その他の職務に従事する場合においては、出勤区分1日及び1回につき3,000円を超えない範囲で町の規則で定めた額を支給するに改めるものでございます。

これによりまして、活動内容と支給額を細分化いたしまして、団員の活動実態に応じた適切な手当としまして支給を行おうとするものでございます。

議案本文に戻っていただきまして、附則をお願いいたします。

この条例は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

経過措置といたしまして、改正後の規定につきましては、この条例の施行日以後の出勤に係る費用弁償の額について適用いたします。同日前の出勤に係る費用弁償の額については、なお従前の例によるものでございます。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第9号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第9号は会期内の総務産建常任委員会で審査することに決定をいたしました。

---

議長 日程第12、議第10号 平成28年度安八郡安八町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

順次、提案説明を求めます。

総務課長 坂優君。

総務課長 議第10号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第10号 平成28年度安八郡安八町一般会計補正予算（第6号）。

平成28年度安八郡安八町一般会計補正予算（第6号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,105万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ72億2,849万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成29年3月6日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正、単位は1,000円でございます。

47ページは歳入、48ページ、49ページは歳出でございます。

いずれも補正前の額72億5,955万5,000円から3,105万8,000円を減額して、72億2,849万7,000円とするものでございます。

50ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費、単位は1,000円でございます。

款、総務費、項、総務管理費、事業名、企画振興経費、金額3,240万8,000円につきましては、にぎわい広場整備事業でございます。

項、戸籍住民基本台帳費、事業名、住民基本台帳システム事務経費498万1,000円につきましては、マイナンバーカードの発行・交付に係る事業において、全国的にマイナンバーカードの交付申請が遅延し、年度内の執行完了が困難となったため、平成28年度割額について、繰り越しが必要となったものでございます。

款、民生費、項、社会福祉費、事業名、臨時福祉給付金（経済対策分）給付事業4,068万2,000円につきましては、この事業は平成29年度にまたがり事

業を行いますので、事業費及び事務費について繰り越しをするものでございます。

款、土木費、項、道路橋りょう費、事業名、道路新設改良費 1 億3,104万8,000円の内訳といたしまして、交通安全プログラム事業が1,825万2,000円、中地区要望事業といたしまして 1 億1,279万6,000円でございます。

項、都市計画費、都市計画整備道路改良事業 6 億2,981万6,000円の内訳といたしまして、工専区域工事が6,177万6,000円、スマートインターチェンジ関連工事が 4 億5,100万円、アクセス道路の工事が 1 億1,704万円でございます。

款、教育費、項、小学校費、事業名、小学校施設整備経費 2 億9,994万5,000円は、結小エレベーター設置工事並びにトイレ改修工事、3 小学校の空調設備設置工事及び設計監理委託業務等に係る事業費でございます。

項、中学校費、事業名、中学校施設整備経費7,080万2,000円につきましては、登龍中トイレ改修工事及び設計監理委託業務に係る事業費でございます。

いずれも事業の年度内完了が困難ですので、次年度へ繰り越しを行うものでございます。

次ページ、第 3 表 地方債補正。単位は1,000円でございます。

上段、補正前の公共事業等債及び学校教育施設等整備事業債につきましては、補正後の起債の目的、起債の方法、利率、償還の方法については変更がございません。

公共事業等債の限度額を 5 億8,170万円から7,200万円減額し、5 億970万円といたします。次に、新たに地方道路等整備事業債を7,200万円起こします。次に、学校教育施設等整備事業債の限度額を 2 億9,920万円から800万円減額し、2 億9,120万円とし、限度額の総額を11億8,720万円とするものでございます。

いずれも各事業の進捗状況に合わせ、補正をするものでございます。

1 枚はねていただきまして、事業別明細、2 の歳入でございます。単位は1,000円でございます。

なお、特定財源につきましては、歳出で説明をさせていただきます。

款項目ともに地方消費税交付金、補正額、減額の1,909万6,000円につきましては、本年度の交付金の額が決定いたしましたので、減額をするものでござ

ございます。

55ページをお願いいたします。

3. 歳出、単位は1,000円でございます。

款、総務費、項、総務管理費、目、財産管理費、補正額、減額の387万円のうち、節区分11需用費の光熱水費180万円の減額につきましては、本庁舎管理経費の中、支払い実績に基づき減額を行うものでございます。13委託料、業務委託につきましては、固定資産台帳の管理に係る委託業務におきまして、入札差金による減額を207万円するものでございます。

目、情報管理費、減額の165万5,000円につきましては、節区分使用料及び賃借料、こちらも同様に庁内LAN管理におけます入札差金による減額を行うものでございます。

1段飛びまして、財政調整基金、補正額2,523万2,000円ですが、本補正によります財源調整のため、財政調整基金に積み立てを行うものでございます。全て財政調整基金積立金にするものでございます。

目、ふるさと基金費、減額の300万円。ふるさと基金積立金の実績に基づきまして、減額を行うものでございます。

60ページをお願いいたします。最下段でございます。

款項ともに公債費、目、元金の補正額125万円、及び利子の減額560万円につきましては、ことし借入利率の見直しを行いました。それにより利率が下がったことにより、元金及び利子の見直しによる公債費の総額で、435万円減額となったものでございます。それぞれの補正を行うものでございます。

議長 企画調整課長 大平共美君。

企画調整課長 続きまして、55ページに戻っていただきまして、上から3段目、款、総務費、項、総務管理費、目、企画費、補正額、減額の356万円。内訳としまして、節13委託料、業務委託、補正額、減額の125万円。節19負担金、補助及び交付金、負担金、補正額、減額の181万円。補助金、補正額、減額の50万円。

内容といたしまして、地方創生事業の業務委託の入札に伴う減額と瑞穂市への負担金の額の確定に伴う減額、定住促進住宅取得助成金の交付額の確定に伴い、減額補正をそれぞれお願いするものでございます。

内訳といたしまして、特定財源国庫支出金215万5,000円の減額補正をお願

いするものでございます。

続きまして、58ページ、最下段をお願いいたします。

款、商工費、項、商工費、目、商工業振興費、補正額、減額の400万円。  
節19負担金、補助及び交付金、交付金、補正額、減額の400万円。

内容としまして、企業立地促進事業の奨励金の額の確定に伴い、減額補正をお願いするものでございます。

議長 引き続き、住民環境課長 吉村等君。

住民環境課長 同じく55ページの最下段でございます。

款、総務費、項、戸籍住民基本台帳費、目、戸籍住民基本台帳費、補正額7万1,000円。節区分は職員手当等の時間外勤務手当7万1,000円で、これは個人番号カード発行事務に係ります職員の時間外勤務手当に対する補助金の確定による増額をするものでございます。財源内訳としましては、特定財源として国庫支出金の国庫支出金、総務費国庫補助金の個人番号カード交付事務費補助金7万1,000円でございます。

続きまして、1ページおめくりいただきまして、57ページをお願いいたします。

表の上から3つ目、款、衛生費、項、清掃費、目、塵芥処理費、補正額、減額の245万7,000円。節区分は負担金、補助及び交付金のうち、負担金の減額の145万7,000円。こちらにつきましては、塵芥処理管理経費の西濃環境整備組合負担金の減によるもの、また補助金の減額100万円は、ごみ減量化・リサイクル推進事業の集団回収リサイクル奨励金の確定に伴う減額100万円でございます。

議長 続きまして、福祉課長 坂和由君。

福祉課長 続きまして、56ページへ戻っていただきまして、款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費、補正額、611万7,000円。節区分12役務費の手数料、登録リサイクル手数料5万7,000円と損害保険料、自賠責保険料3万7,000円、及び節区分18備品購入費の100万6,000円を合わせ、公用車1台を購入するものでございます。

節の負担金、補助及び交付金の交付金でございます。減額の1,215万円は、高齢者向け給付金額の確定に伴い、不用額を減額するものでございます。

節区分の繰出金1,716万7,000円につきましては、保険基盤安定額の確定に



に伴い、国民健康保険特別会計へ繰り出す繰出金を増額するものでございます。

特定財源の国庫支出金、減額の966万3,000円につきましては、国民健康保険保険基盤安定負担金248万7,000円と臨時福祉給付金給付事業費補助金、減額の1,215万円を合わせたものでございます。

県支出金の1,201万5,000円につきましては、国民健康保険保険基盤安定負担金でございます。

寄附金の110万円につきましては、特定寄附の福祉目的としていただいたものでございます。

続きまして、目の安八温泉費、補正額、減額の90万円。節区分7賃金の90万円減額するものにつきましては、臨時職員からパート勤務に切りかわったことにより、賃金の不用額を減額するものでございます。

続いて、中段、項の児童福祉費、目、児童措置費、補正額、減額の513万5,000円。節区分扶助費でございますが、児童手当額の確定により、扶助費を減額するものでございます。

特定財源の国庫支出金は児童手当交付金、県支出金につきましては児童手当負担金でございます。

続いて、目の保育所費、補正額、減額の1,719万3,000円。節区分の4共済費の社会保険料及び7賃金の減額、922万1,000円につきましては、パート保育士の人数の減少分として、それぞれ不用額を減額するものでございます。節区分の委託料、減額、347万2,000円につきましては、広域入所希望者の減少により減額するものでございます。

続きまして、57ページの上から2段目をお願いします。

款、衛生費、項、保健衛生費、目、予防費、補正額、減額の263万1,000円。節区分委託料の業務委託263万1,000円を減額します。これにつきましては、インフルエンザ予防接種の契約単価、並びに接種人数の減少により、委託料を減額するものでございます。

議長 産業振興課長 西松博美君。

産業振興課長 57ページをお開きください。歳出で説明をいたします。

項の農業費、目の農業委員会費、補正額はございません。県補助金の増による財源内訳の変更でございます。歳出は変更ありません。

58ページをお願いします。

特定財源は、県支出金の35万4,000円の増額でございます。

目の農業総務費、補正額はございません。県補助金の減による財源内訳の変更です。歳出は変更ございません。特定財源は県支出金の1万円の減額でございます。

目の農業振興費、補正額は、水田農業構造改革対策事業10万8,000円の減、農業振興推進対策事業34万4,000円の増、病虫害等防除対策事業52万1,000円の減、営農組織支援推進事業532万9,000円の減、計といたしまして561万4,000円の減額でございます。

節の13委託料は、病虫害等防除対策事業の防除対策委託費の減、対象事業の減によるものです。

節の14使用料及び賃借料は、同じく病虫害等防除対策事業のトラックの借り上げ料の減、対象事業の減によるものです。

節19負担金、補助及び交付金で、負担金は学校給食地産地消推進事業負担金の減、対象事業の減によるものです。補助金は経営所得安定対策事業費補助金の減、対象事業の減によるものです。

同じく、農業経営対策事業費補助金の青年就業給付金の減、これも対象事業の取りやめによるものです。

元気な農業産地構造改革支援事業補助金の減、機械購入補助対象事業の減によるものです。交付金につきましては、機構集積協力金で190万円の増、対象事業の増によるものです。特定財源につきましては、県支出金の関係で435万5,000円の減額、その他は負担金の空中散布受益者負担金の減、諸収入の水稻病虫害共同防除の補助金の減、計といたしまして119万6,000円の減額でございます。

目の畜産業費、補正額は、畜産事務経費6万円の減額です。

節19負担金、補助及び交付金で、補助金は効率的乳用後継牛確保対策支援事業補助金の減です。対象事業の減によるものです。特定財源は、県支出金の3万円の減でございます。

議長 続きまして、建設課長兼S I C建設促進室長 岡田立君。

建設課長兼S I C建設推進室長 59ページをお願いいたします。

款、土木費、項、道路橋りょう費、目、道路維持費、補正額、減額の100万円でございます。全て工事請負費の減額となります。また、同款项、目、

道路新設改良費、補正額、減額の150万円でございます。全て設計委託料の減額となります。いずれも入札差金による減額でございます。

続きまして、下段の款、土木費、項、都市計画費、目、地域づくり費、補正額、減額の250万円でございます。全て管理委託料で、公共施設管理委託業務の入札差金による減額でございます。

議長 生涯学習課長兼総合体育館長 安井孝行君。

生涯学習課長兼総合体育館長 同じく、59ページの3段目をよろしく申し上げます。

款、教育費、項、教育総務費、目、国際交流費、補正額、減額の140万円でございます。節区分9旅費の減額でございますが、主に入札差金による減でございます。

1枚はねていただきまして、60ページをお願いいたします。中段でございます。

項、社会教育費、目、公民館費、補正額、減額の80万円。節区分7賃金の減額でございますが、社会教育指導員の勤務時間数の減によるものでございます。

続きまして、すぐ下になります。

目、ハートピア安八費、補正額、減額の90万円。節区分7の賃金の減額でございますが、主に臨時職員等の勤務時間数の減によるものでございます。

議長 学校教育課長兼給食センター所長 河合一君。

学校教育課長兼給食センター所長 1ページお戻りいただきまして、59ページをお願いいたします。最下段でございます。

款、教育費、項、小学校費、目、学校管理費、補正額4万7,000円、財源内訳、特定財源、その他の4万7,000円は教育目的の特定寄附金でございます。節区分18備品購入費は、結小学校における備品購入費でございます。

60ページをお願いいたします。

財源内訳、特定財源、国県支出金、国庫支出金781万2,000円は、学校施設環境改善交付金でございます。地方債、減額の800万円は、学校教育施設等整備事業債でございます。小学校施設整備経費として、空調設備並びにエレベーター新設事業につきまして、国庫補助金の追加交付がありましたので、地方債発行額を減額し、財源内訳の変更を行うものでございます。

以上、平成28年度安八郡安八町一般会計補正予算（第6号）につきまして、よろしく御審議をいただきますようお願いいたします。

議 長 ただいま議題となっております議第10号は、会期内の各常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第10号は会期内の各常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

---

議 長 日程第13、議第11号 平成28年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

住民環境課長 吉村等君。

住民環境課長 議第11号を朗読、説明申し上げます。

議第11号 平成28年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

平成28年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,741万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億9,915万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月6日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正、63ページが歳入、64ページが歳出でございます。単位は1,000円で、いずれも最下段の合計額ですが、補正額、減額の1,741万2,000円、補正後の金額18億9,915万円でございます。

65ページから歳入内訳でございますが、65ページの国庫支出金から66ページの行末の共同事業交付金は特定財源でございますので、歳出で御説明いたします。

67ページをお願いいたします。

67ページ、款、繰入金、項、一般会計繰入金、目、一般会計繰入金、補正額1,716万6,000円。節区分、保険基盤安定繰入金1,933万7,000円、出産育児

一時金、減額の140万円、財政安定化支援事業の減額77万1,000円、いずれも繰入額の確定に伴うものでございます。

続いて、項、基金繰入金、目、国保基金繰入金、補正額、減額の413万2,000円。

続きまして、68ページをお願いいたします。

歳出の内訳でございます。

款、保険給付費、項、療養諸費、目、一般被保険者療養給付費、補正額3,800万円。節区分、負担金、補助及び交付金の負担金3,800万円は、一般被保険者療養給付の増加によるものでございます。財源内訳としましては、国県支出金の国庫支出金、療養給付費等負担金、国及び県の財政調整交付金、前期高齢者交付金、県支出金の財政健全化特別対策費補助金、共同事業交付金の保険財政共同安定化事業交付金の合計で1,867万6,000円でございます。

目、一般被保険者療養費、補正額214万3,000円、節区分負担金、補助及び交付金の負担金214万3,000円は、一般被保険者療養費の増によるものでございます。財源区分は国庫支出金の療養給付費等負担金、国庫及び県の財政調整交付金、前期高齢者交付金、合わせて136万円でございます。

目、退職被保険者等療養給付費、補正額、減額の2,260万円。節区分負担金、補助及び交付金の負担金、減額の2,260万円は退職被保険者の療養給付費の減によるものでございます。財源区分は、特定財源の療養給付費交付金の減、1,064万円でございます。

目、退職被保険者等療養費、補正額はゼロでございます。こちらは、財源区分の変更でございまして、退職被保険者療養給付費交付金の額35万7,000円の確定によりまして、財源区分を変更するものでございます。

続きまして、表の下へ行きまして、項、高額療養費、目、一般被保険者高額療養費、補正額はゼロでございます。こちらも財源区分の変更でございませぬ。一般被保険者高額療養費の確定によりまして、国庫支出金の療養給付費等負担金及び財政調整交付金、前期高齢者交付金、県支出金の財政調整交付金、高額医療共同事業交付金の額の確定によりまして、財源区分の変更を行うものでございます。

下のページ、69ページでございます。

目、退職被保険者等高額療養費、補正額、減額の400万円。節区分負担金、

補助及び交付金のうち負担金で、減額の400万円。退職被保険者の高額療養費の減によるもので、財源区分のうち、療養給付費交付金は減額の150万7,000円でございます。

続いて、中段です。

項、出産育児諸費、目、出産育児一時金、減額の210万円。節区分負担金、補助及び交付金の負担金、減額の210万円。出産育児一時金の件数の減によるものでございます。

最下段でございます。

後期高齢者支援金等、項、後期高齢者支援金、目、後期高齢者支援金、補正額、減額の2,292万8,000円。節区分負担金、補助及び交付金の負担金、減額の2,292万8,000円。これは、後期高齢者支援金の確定によるものでございます。財源区分としましては、国庫支出金の後期高齢者支援金、減額の123万9,000円、療養給付費交付金、減額の341万3,000円でございます。

続いて、70ページをお願いいたします。

款項目とも介護納付金、補正額、減額の1,838万6,000円。節区分負担金、補助及び交付金の負担金、減額の1,838万6,000円。介護給付地域支援事業の支援納付金確定によるものでございまして、財源区分としましては、国庫支出金の介護給付費負担金、国・県の財政調整交付金、合わせて減の911万7,000円でございます。

款項とも共同事業拠出金、目、高額医療費拠出金、補正額、減額の301万7,000円。節区分負担金、補助及び交付金の負担金でございます。減額の301万7,000円。これは、拠出金の確定によるものでございまして、財源区分は国・県の高額医療共同事業負担金で、合計としまして減額の218万2,000円でございます。

目、保険財政共同安定化事業拠出金、補正額、減額の4,302万3,000円。節区分負担金、補助及び交付金の負担金、減額の4,302万3,000円は拠出金の確定によるものでございます。特定財源の保険財政共同安定化事業交付金が減の6,379万8,000円でございます。

款、保健事業費、項、特定健康診査等事業費、目、特定健康診査等事業費の補正額、減額の600万円。節区分委託料の業務委託で、減額の600万円は特定健康診査受診者の確定による減額でございます。特定財源は、国・県の特

定健康診査負担金で、両方で8万円でございます。

続きまして、71ページの中段の表でございます。

款項目とも基金積立金、補正額、6,353万9,000円は国保基金積立によるものでございます。

続きまして、款、諸支出金、項、償還金及び還付加算金、目、償還金、補正額96万円。節区分償還金、利子及び割引料で、償還金の96万円でございますが、高額医療共同事業交付金の調整によるもの及び、また平成27年度の特  
定健康診査等の負担金の確定によりまして、国・県への償還金でございます。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第11号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第11号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたしまして、25分まで、よろしく願いします。

(午前11時15分 休憩)

(午前11時25分 再開)

議長 再開をいたします。

---

議長 日程第14、議第12号 平成29年度安八郡安八町一般会計予算、日程第15、議第13号 平成29年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算、日程第16、議第14号 平成29年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算、日程第17、議第15号 平成29年度安八郡安八町水道事業会計予算、日程第18、議第16号 平成29年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計予算、日程第19、議第17号 安八町公共下水道事業特別会計への繰入れについてまでの6議案を一括議題といたします。

事務局より、平成29年度予算町長提案説明要旨を配付させます。

〔資料配付〕

議長 町長から発言を求められていますので、発言を許します。

町長 堀正君。

町長 それでは、平成29年度予算につきまして御説明申し上げます。

まず初めに、社会全般についてであります。

政府は、これまでの各種政策の効果によりまして、景気は一部に改善のおくれも見られるが、経済は緩やかな回復基調が続いているとして、デフレ脱却・経済再生の実現のため、さまざまな取り組みを加速させています。補正予算などを活用することにより、好調な企業収益を投資の増加や賃上げ、雇用環境のさらなる改善などにつなげ、地域経済の好循環を拡大させることが重要としています。

本町では、新たな企業進出という明るい兆しもありますが、町税への反映までには至らず、財政的には引き続き厳しい制約を受ける状況にあります。

そのような中にはありますが、長年の悲願でありましたスマートインターチェンジの年度内の完成も見据え、アクセス道路など基盤整備に計画的に取り組んでいきます。

そのほか、隣接自治体とのバス路線の新設の準備や、子育て支援の環境整備として保育園の統合、認定こども園への移行の準備を進めています。

次に、本町における平成29年度予算についてであります。

一般会計予算の総額は、58億8,000万円であります。前年度当初予算と比較しますと3億1,800万円の減、5.1%の減でございます。財政的には制約を受ける中ではありますが、国の補正予算なども有効に活用し、小学校のエアコン設置事業などの前倒しを実施するなど、効率的な財政運営に努めつつ、スマートインターチェンジの完成を好機と捉え、今後のまちづくりの礎となるような各種施策を進めていきたいと考えております。

歳入の主なものといたしまして、町税は19億4,372万7,000円、前年度当初予算対比2,526万1,000円の減、率にいたしまして1.3%の減でございます。

地方交付税につきましては11億9,300万円、前年度当初予算対比3,400万円、率にいたしまして2.8%の減でございます。

国庫支出金は、スマートインターチェンジ建設などの社会資本整備に伴うもので6億8,494万円、前年度当初予算対比2億367万8,000円の減、率にいたしまして22.9%の減でございます。

繰入金につきましては2億4,957万5,000円、前年度当初予算対比9,657万5,000円の増で、率にいたしまして63.1%の増でございます。

町債は、社会資本整備事業や臨時財政対策債により5億9,600万円、前年



度当初予算対比1億4,450万円の減、率にいたしまして19.5%の減であります。

歳出の主なものといたしまして、民生費につきましては18億6,784万6,000円、前年度当初予算対3,003万4,000円の減、率にいたしまして1.6%の減でございます。

土木費につきましては11億8,502万9,000円、前年度予算対比2億2,603万9,000円の減、率にいたしまして16.0%の減でございます。

総務費は6億8,487万6,000円、前年度当初予算対比1,045万8,000円の減、率にいたしまして1.5%の減であります。

重点事業につきましては、保育園の統合事業でございます。保育園の統合、並びに認定こども園への移行に向けて、具体的な協議を進めて、子育て支援の環境整備に取り組んでまいります。

地域幹線バス事業につきましては、瑞穂市との協議を重ね、町民の利便性の向上のため、新たなバス路線の実現に向けて事業を推進してまいります。

その他の事業につきましては、第五次総合計画施策大綱別に概略を御説明申し上げます。

まず、「明日を担うひとを育むまちづくり」においては、新規事業として、保育園統合事業を実施します。そのほか、小・中学生の医療費助成や放課後児童クラブ開設事業などを継続して実施します。

次に、「健康でいきいきと暮らせるまちづくり」においては、新規事業としまして、地域福祉計画・健康増進計画策定事業や不妊治療費助成事業、これは特定・一般・男性対象の事業でございます。この不妊治療助成事業を実施いたします。そのほか、各種予防接種事業などを継続して実施します。

次に、「便利で快適に暮らせるまちづくり」においては、新規事業として地域幹線バス事業を実施します。そのほかスマートインターチェンジ建設事業、県道間アクセス道路・工業専用区域内道路整備事業などを継続して実施します。

「自然と共生した潤いのあるまちづくり」においては、新規事業として、布団回収処理事業を実施します。そのほか低炭素推進事業などを継続して実施します。

次に、「みんなで守る安全・安心なまちづくり」においては、新規事業と

して、地域防災計画・災害廃棄物処理計画策定、洪水ハザードマップ作成事業を実施します。そのほか地域防災設備整備補助事業は、制度改正により補助額を拡大して実施します。

「活力と賑わいのあふれるまちづくり」においては、企業立地促進事業、現在、対象企業は3社でございますが、これを継続して実施します。農業分野におきましては、病虫害等防除対策事業や営農組織支援推進事業などを継続して実施します。

「みんなで協働する参画・交流のまちづくり」においては、クリーンパトロール事業などを継続して実施します。

次に、「明日を開く自立したまちづくり」においては、議会改革事業やふるさと寄附金特典事業を継続して実施します。

次に、特別会計の予算についてであります。

まず国民健康保険特別会計におきましては、保険給付費の減額により18億8,700万円、前年度当初予算対比1,200万円の減、率にいたしまして0.6%の減となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計におきましては、広域連合への納付金の増額により1億5,600万円、前年度予算対比600万円の増、率にいたしまして4.0%の増となっております。

水道事業会計におきましては、上水道配水場管理棟新築工事費を盛り込んでおり、総額では6億2,500万円、前年度当初予算対比3億8,500万円の増、160.4%の増となっております。

最後に、公共下水道事業特別会計におきましては、浄化センター電気設備工事費の増額によりまして9億1,800万円、前年度当初予算対比6,300万円の増で、率にいたしまして7.4%の増となっております。

以上が新年度の予算概要と主な施策等であります。

詳細につきましては、参事より、これから御説明申し上げます。

以上、慎重審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長 それでは、一般会計予算から順次説明を求めます。

参事 岡田武史君。

参事 それでは、予算書のほうをよろしく願いいたします。

表紙をはねていただきまして、最初に一般会計でございます。

議第12号 平成29年度安八郡安八町一般会計予算。

平成29年度安八郡安八町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ58億8,000万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為) 第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債) 第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金) 第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は6億円と定める。

1枚はねていただきまして、(歳出予算の流用) 第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成29年3月6日提出、安八郡安八町長。

1ページをごらん願います。

第1表 歳入歳出予算でございます。

1ページから3ページまでが歳入、4ページ、5ページが歳出でございます。

いずれも合計は58億8,000万円でございます。

6ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為でございます。

事項の1としまして、農業近代化資金利子補給。期間は、借入年度より返済の年度まででございます。限度額は、借入金額の1%以内でございます。

2でございます。安八町土地開発公社が借り入れする事業資金に対する債務。平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間でございます。限度

額は、13億円に対する元金、利子及び遅延利息の損失補償となっております。

7ページをお願いいたします。

第3表 地方債でございます。

起債の目的としまして、臨時財政対策債、3億4,000万円。公共事業等債、こちらはスマートインターチェンジ、あるいは県道間アクセス道路等交付金の事業に主に充当するものでございます。2億5,600万円。合わせまして、5億9,600万円の発行を予定いたしております。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、ごらんとおりでございます。

8ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございます。

8ページ、9ページが歳入、ページを進めていただきまして、10ページが歳出となっております。前年度との比較、また財源内訳をまとめております。

11ページ以降が明細となります。

主なものを中心に御説明申し上げます。

まず歳入でございます。

最初に町税でございます。町民税、法人税におきましては、8,895万7,000円、前年度対比1,453万3,000円と減額して見込んでおります。

12ページをお願いいたします。

款の2以降が譲与税、また交付金と続きます。いずれも実績及び地方財政計画を踏まえまして計上いたしております。

14ページをお願いいたします。

款の10地方交付税でございます。普通交付税につきましては、対前年3,000万減の10億9,000万円で見込んでおります。

15ページをお願いいたします。

款の12分担金及び負担金、項の2負担金、目1民生費負担金でございます。節区分2児童福祉費負担金ということで、保育料につきましては園児数の減少によりまして、約1,000万円の減、7,773万円で計上いたしております。

16ページをお願いいたします。

款の13使用料及び手数料、項の2手数料でございます。ページは17ページのほうにまたがりますが、目の2衛生手数料、今年度1,467万6,000円、57万8,000円の増でございます。節区分の1清掃手数料としまして、説明欄3段

目でございます。本年度、新規に布団処理手数料ということで10万円を計上いたしております。

続きまして、款の14国庫支出金でございます。目の1総務費国庫負担金、今年度175万9,000円、地方創生推進交付金としまして西美濃創生広域連携、あるいは地域幹線バス、こちらに係ります交付金を計上しております。

目の2民生費国庫負担金でございます。節区分の3保険基盤安定負担金、こちらにつきましては対前年度150万円増の1,500万円を計上いたしております。

18ページをお願いいたします。

款の14国庫支出金、項の2国庫補助金、目の2民生費国庫補助金でございます。今年度786万9,000円、対前年度5,636万8,000円の減でございます。こちらにつきましては臨時給付金の事業、これが28年度事業分の完了によるものでございます。

目の4土木費国庫補助金でございます。本年度3億5,302万4,000円、1億5,643万3,000円の減でございます。こちらは主に社会資本整備総合交付金でございます。スマートインターチェンジ、あるいは主要な道路改良に充当しております国庫補助金のそれぞれの事業計画、または配分見込みによりまして、前年度を下回って計上いたしております。

続きまして、19ページをお願いいたします。

款の15県支出金、項の1県負担金、目の1民生費県負担金でございます。今年度1億6,353万円、対前年比1,296万3,000円の増でございます。節区分の3になります保険基盤安定負担金ということで、先ほどの国庫もございましたが、県のほうも増額して計上いたしております。

20ページをお願いいたします。

款の15県支出金、項の2県補助金、目の3衛生費県補助金でございます。今年度128万6,000円、比較としまして20万2,000円の減額となっております。この中で、29年度、新しい助成事業でございます一般不妊治療助成事業費補助金12万5,000円も計上いたしております。

目の5土木費県補助金でございます。251万6,000円、180万円の増でございます。節区分の上段でございます都市計画基礎調査補助金ということで180万円、平成32年の市街化区域の見直しに向けまして、県からの補助金を

受けまして事業を進めてまいりたいと考えております。

ページのほうは21ページをお願いいたします。

款の16財産収入でございます。項の1財産運用収入、目の2財産貸付収入でございます。本年度515万6,000円、企業さんへの土地の貸付ということで、29年度から新規で計上させていただいております。

22ページをお願いいたします。

款項とも寄附金でございます。目の2ふるさと寄附金でございます。こちらは実績等を踏まえまして、対前年200万円減の300万円を計上いたしております。

続きまして、款の18でございます。繰入金、基金繰入金でございます。財政調整基金も含めまして、3基金より、本年度は2億4,957万5,000円、対前年9,657万5,000円の増となっております。基金からの繰り入れを行っております。

ページを進めていただきまして、26ページをお願いいたします。

款項とも町債でございます。本年度につきましては、臨時財政対策債、あるいは土木債ということで、道路改良等に充当するものでございます。5億9,600万円、対前年1億4,450万円の減となっております。29年度、約6億円の起債の発行を予定いたしております。

続きまして、27ページをお願いします。

以降が歳出となります。

議会費でございます。本年度7,569万1,000円、ほぼ前年と同額での計上をいたしております。

28ページをお願いいたします。

総務費でございます。項の1総務管理費、目の1一般管理費でございます。本年度3億6,598万7,000円、141万5,000円の増となっております。

説明欄でございます。一番下、また下から1段上です。空き家対策推進事業ということで、こちらのほうは減額となっておりますが、新しく地域幹線バス経費ということで906万9,000円を計上いたしております。

29ページをお願いいたします。

目の4財産管理費でございます。本年度6,682万3,000円、1,006万6,000円の減でございます。公共施設等管理計画の策定委託費の関係が減額となって

おります。

30ページをお願いいたします。

目の5情報管理費でございます。9,875万8,000円、902万4,000円の増となっております。セキュリティ強化に係る経費等を計上いたしております。

31ページをお願いいたします。

目の企画費でございます。本年度1,736万2,000円、908万7,000円の増額となっております。節区分17公有財産購入費でございます。1,200万円でございますが、結北部で計画しておりますにぎわい広場の用地購入に係る経費を計上いたしております。

32ページをお願いいたします。

目の10ふるさと基金費でございます。こちらは実績等も踏まえまして、200万1,000円減の300万2,000円で計上いたしております。

33ページをお願いいたします。

項の2徴税费でございます。

目の2賦課徴收费でございます。本年度3,618万円、641万5,000円の減となっております。平成28年度は3年に1度の航空写真の撮影というものがございましたが、その部分が減額となっております。

ページを進めていただきまして、36ページをお願いいたします。

民生費でございます。項の1社会福祉費、目の1社会福祉総務費でございます。本年度2億1,603万9,000円、3,493万8,000円の減となっております。こちらにつきましては、臨時給付金事業の関係の経費が減額となっております。

38ページをお願いいたします。

目の3老人福祉費でございます。本年度3,582万2,000円、918万5,000円が減額となっております。こちらは39ページにまたがりませんが、負担金ということで、あすわ苑への負担金が約1,000万円減額となっております。

続きまして、目の4安八温泉費でございます。本年度1億27万5,000円、1,209万9,000円の減でございます。経費全般の削減に努めております。

41ページをお願いいたします。

目の6身体障がい者福祉費でございます。今年度2億955万円、1,374万5,000円の増でございます。こちらは扶助費のほうが増額となっております。

生活介護福祉費、また委託料でございます社会就労センターひかりの里の運営委託料も増額となっております。

目の7介護保険費でございます。1億9,124万9,000円、436万1,000円の増となっております。安八郡広域連合への負担金が増額となっております。

43ページをお願いいたします。

目の9後期高齢者医療費でございます。本年度1億5,019万5,000円、1,383万円の増でございます。療養給付費負担金等が増額となっております。

44ページをお願いいたします。

目の3保育所費でございます。本年度4億962万9,000円、411万3,000円の減とはなっておりますが、節区分一番下でございます29年度新規事業として、保育園統合事業22万3,000円をこちらのほうで計上いたしております。

46ページをお願いいたします。

款の4衛生費でございます。項の1保健衛生費、目の1保健衛生総務費でございます。本年度5,391万3,000円、706万7,000円の増となっております。こちらで健康増進計画策定に係る調査費も計上させていただいております。

47ページをお願いいたします。

目の3母子保健費でございます。ページは48ページのほうになりますが、説明欄、健康診査事業1,658万6,000円がございます。この中で、29年からの新規でございます不妊治療の補助金ということで、特定・一般・男性の不妊治療費をこちらのほうに盛り込ませていただいております。

ページのほうは49ページをお願いいたします。

項の2清掃費でございます。目の1塵芥処理費、本年度1億4,942万8,000円、224万6,000円の減でございます。ページは50ページのほうになりますが、ごみ減量化・リサイクル推進事業2,346万5,000円を計上させていただいております。この中で29年の新規でございます布団回収処理事業、こちらのほうも盛り込ませていただいております。

続きまして、51ページをお願いいたします。

款の5農林水産業費、項の1農業費でございます。目は最下段の3農業振興費でございます。本年度4,492万円、517万円の減となっております。こちらのほうは52ページになりますが、説明欄の上から2段目でございます。病虫害等防除対策事業2,010万7,000円、へり防除の関係で防除面積の減により



まして、こちらのほうが減額となっております。

目の5をお願いいたします。農地費で3,140万円、1,158万6,000円が増額となっております。町単の土地改良事業でございますが、水路改修等の事業費が増額となっております。

55ページをお願いいたします。

款の6商工費、項の1商工費、目の2商工業振興費でございます。今年度5,908万1,000円、1,837万5,000円の増でございます。この中で、企業立地奨励金も見ております。29は奨励対象企業が1社ふえ、3社となっております。その関係もございまして、予算額は増額となっております。

57ページをお願いいたします。

款の7土木費、項の2道路橋りょう費、目の1道路維持費、本年度1億1,640万円、3,179万4,000円の増となっております。この中で、国の交付金の事業でございます橋梁点検、また修繕の委託の関係を計上させていただいております。

目の2道路新設改良費でございます。1億366万9,000円、1億6,422万2,000円の減となっております。こちらの中では、通学路の整備の關係の事業費も計上させていただいております。事業計画、また国の交付金の配分見込み等も踏まえまして、減額とさせていただいております。

58ページをお願いいたします。

項の3都市計画費、目の1都市計画総務費でございます。本年度2,531万5,000円、200万9,000円が増額となっております。都市計画の關係でございますが、32年度の市街化の見直しに向けまして、基礎調査などの業務を実施させていただきたいと考えております。

目の2でございます。都市計画整備事業費でございます。5億3,430万4,000円、1億2,264万2,000円の減となっております。こちらではスマートインターチェンジ、またアクセス道路、工専区域内の道路の整備に係る事業費を計上しております。事業計画、また交付金の配分見込みなども踏まえまして、減額とさせていただいております。

59ページをお願いいたします。

目の3下水道整備費でございます。公共下水道事業会計への繰り出しでございます。本年度は4,000万増の3億8,000万で計上させていただいております。

す。

60ページをお願いいたします。

款項とも消防費、目の1非常備消防費でございます。本年度2,334万円、87万4,000円の増となっております。消防団の関係でございます。費用弁償につきましては支給の対象、また費用弁償の額など、こちらも明確にさせていただきます。

61ページをお願いいたします。

目の4災害対策費でございます。2,067万円、318万4,000円が減額となっておりますが、この中で地区防災設備整備費補助金の制度の拡充、また地域防災計画の見直しに係ります事業費も計上させていただきます。

62ページをお願いいたします。

款の9教育費、項の1教育総務費、目の2事務局費でございます。本年度9,869万8,000円、740万6,000円が増額となっております。特別支援教育アシスタントの関係の事業費を増額させていただきます。

64ページをお願いいたします。

目の4国際交流費でございます。1,990万円、197万2,000円の増となっております。中国交流の関係で参加人員を増額して予算のほうを計上させていただきます。

65ページをお願いいたします。

目の5放課後児童クラブ費、本年度3,029万6,000円、446万9,000円の増となっております。指導員賃金等を増額させていただきます。

続きまして、項の2小学校費でございます。目の1学校管理費でございます。9,315万4,000円、475万3,000円の増となっております。小学校にエアコンのほうを設置させていただきます。その関係でガス代がふえております。また、外壁調査の業務委託、こちらのほうの業務を進めさせていただきたいと考えております。

68ページをお願いいたします。

項の4社会教育費の関係でございます。この中では、中央公民館、また勤労青少年ホーム、ハートピアなど、施設に係る事業費を計上させていただきます。全般的に経費の削減、またあわせまして施設の運営方針等も検討させていただきます。

73ページをお願いいたします。

項の5保健体育費、目の2公園施設費、本年度673万8,000円、281万5,000円の増額となっております。アンヒルパークのほうの遊具の修繕を進めさせていただきたいと考えております。

ページは75ページをお願いいたします。

款の10公債費でございます。本年度、元金、利子合わせまして6億1,086万3,000円、対前年1億227万3,000円が減額となっております。

76ページをお願いいたします。

予備費につきましては、前年と同額の900万円で計上させていただいております。

78ページをお願いいたします。

78ページ、79ページ、こちらが地方債の状況でございます。79ページの一番右、一番下をごらんいただきたいと思っております。平成29年度末でございますが、64億5,533万3,000円の地方債残高というふうに見込んでおります。

80ページをお願いいたします。

80ページ以降が給与費の明細書となっております。後ほど御精読いただければと思っております。

以上で一般会計の御説明とさせていただきます。

続いて、用紙の黄色のところをごらんいただきたいと思っております。

国民健康保険特別会計予算でございます。

1枚はねていただきまして、議第13号 平成29年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算。

平成29年度安八郡安八町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億8,700万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金) 第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5,000万円と定める。

(歳出予算の流用) 第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定

により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成29年3月6日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算でございます。

1ページ、2ページが歳入、3ページ、4ページが歳出でございます。いずれも総額18億8,700万円でございます。

5ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の事項別明細書でございます。

5ページが歳入、6ページが歳出でございます。前年度との比較、また財源内訳のほうをまとめさせていただいております。

7ページ以降が明細となります。主なものを順次御説明させていただきます。

まず、7ページをごらん願います。

歳入でございます。

国民健康保険料でございます。目の1一般被保険者国民健康保険料3億5,440万円、比較として2,372万5,000円の減となっております。対象者は、対前年200人の減、3,400人と見込んでおります。

目の2退職被保険者等国民健康保険料620万円、比較として1,590万円の減でございます。こちらは、対象者は110人の減、40人で見込んでおります。

8ページをお願いいたします。

款の3の国庫支出金から、ページを進めていただきまして、10ページの款の7共同事業交付金がございます。こちらにつきましては一定のルールによりまして算定して、計上させていただいております。

款の9繰入金でございます。まず一般会計繰入金につきましては、1億1,406万円、対前年度1,230万7,000円の増額で計上いたしております。

11ページをお願いいたします。

基金からの繰り入れでございます。対前年2,082万5,000円増の5,402万5,000円で計上させていただいております。

続きまして、13ページをお願いいたします。

以降、歳出でございます。

款の2 保険給付費、項の1 療養諸費、目の1 一般被保険者療養給付費でございます。本年度9億2,400万円、1,200万円の増で計上させていただいております。

15ページをお願いいたします。

款の2 保険給付費、項の2 高額療養費、目の1 一般被保険者高額療養費、本年度1億3,200万円、こちらも対前年1,200万円の増で計上させていただいております。

以上、簡単ではございますが、国民健康保険特別会計の説明とさせていただきます。

議長 お昼の休憩に入りたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。1時15分に再開いたしたいと思いますので、御参集ください。よろしく申し上げます。

(午後0時05分 休憩)

(午後1時15分 再開)

議長 再開をいたします。

参事 紫色の用紙のところをごらんいただきたいと思います。

後期高齢者医療特別会計予算でございます。

1枚はねていただきまして、議第14号 平成29年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算。

平成29年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億5,600万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成29年3月6日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、1ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算でございます。

1ページが歳入、2ページが歳出でございます。いずれも合計は1億5,600万円でございます。

3 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございます。

3 ページが歳入、4 ページが歳出でございます。

前年度との比較、また歳出のほうでは財源内訳のほうもまとめております。

5 ページ以降が明細となります。5 ページをお願いいたします。

款の1 後期高齢者医療保険料、項の1 後期高齢者医療保険料。保険料としましては、合わせまして1億641万7,000円、488万6,000円の増でございます。対象者は、対前年40人の増の1,820人と見込んでおります。

款の4 繰入金でございます。項の1 一般会計繰入金、6 ページのほうをごらんいただきたいと思います。

一般会計の繰入金としまして、合わせまして4,103万2,000円の繰り入れを行います。

9 ページのほうをごらんいただきたいと思います。

歳出でございます。

款項目とも後期高齢者医療広域連合納付金でございます。今年度は1億4,393万3,000円、546万4,000円の増で見込んでおります。

以上で、後期高齢者医療特別会計予算の御説明とさせていただきます。

続きまして、青色の用紙のところをごらん願います。

水道事業会計予算でございます。

1 枚はねていただきまして、議第15号 平成29年度安八郡安八町水道事業会計予算。

(総則) 第1条、平成29年度安八郡安八町水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量) 第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 給水戸数、4,784戸。2. 1日平均の給水量、4,366立方メートル。3. 年間総給水量159万3,554立方メートル。4. 主要な建設改良事業、イとしまして配水管布設工事一式、ロとして水道事務所管理棟新設工事一式でございます。

(収益的収入及び支出) 第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

2 ページをお願いいたします。

収入でございます。第1款、水道事業収益。営業収益、営業外収益を合わせまして2億736万円でございます。

支出でございます。水道事業費用。営業費用、営業外費用、予備費合わせまして1億5,418万8,000円でございます。

(資本的収入及び支出)第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額7,971万2,000円は、過年度及び当年度分損益勘定留保資金7,971万2,000円で補填する。

3ページをお願いいたします。

収入でございます。第1款、資本的収入。企業債でございます。3億9,110万円。

支出でございます。資本的支出。建設改良費、また企業債償還金でございます。4億7,081万2,000円でございます。

(企業債)第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、水道事務所管理棟新設工事、限度額、3億9,110万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましてはごらんのとおりでございます。

4ページをお願いいたします。

(一時借入金)第6条、一時借入金の限度額は3億9,110万円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1. 職員給与費2,264万1,000円。

(棚卸資産購入限度額)第8条、棚卸資産の購入限度額は581万2,000円と定める。

平成29年3月6日提出、安八郡安八町長。

本年度から、配水場の管理棟の新築工事のほうに着手をしております。

5ページは実施計画書でございますが、御説明のほうは、ページを進めていただきまして、28ページをごらんいただきたいと思います。

平成29年度安八町水道事業会計予算実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出、まず収入でございます。

水道事業収益としまして、2億736万円、2,765万8,000円の増でございます。

内訳でございます。29ページをごらんいただきたいと思います。

6の消費税還付金2,446万1,000円、この部分が増額となっております。管理棟の新築工事におきまして、工事費が多額となり、仕入れ課税がふえました。これによりまして、消費税のほうが還付になるということで見込んでおります。

30ページをお願いいたします。

水道事業費用でございます。本年度1億5,418万8,000円、5,108万1,000円の減でございます。

内訳でございます。営業費用の中の原水及び浄水費でございます。本年度2,858万9,000円、5,495万9,000円の減でございます。28年度は配水場の詳細設計業務のほうを計上させていただいておりました。その部分がなくなりますが、新管理棟の築造工事重点管理委託ということで1,000万円のほうが増額となっております。

ページのほうは32ページをお願いいたします。

4の総係費でございます。今年度3,461万8,000円、485万9,000円の増となっております。

33ページのほうをごらんいただきたいと思います。

16の委託料の中で、一番下にございます経営戦略策定支援業務の委託ということで、こちらが義務づけられておる計画でございます。29年度に策定を進めてまいります。

35ページをお願いいたします。

2の営業外費用でございます。本年度1,335万6,000円、457万2,000円の減となっております。

3の消費税、こちらのほうがゼロとなっております。

36ページをお願いいたします。

2の資本的収入でございます。本年度3億9,110万円、管理棟の新築工事のほうに企業債を充当するものでございます。

37ページをお願いいたします。

資本的支出でございます。建設改良費のほうでございます。本年度4億



3,741万9,000円、4億3,541万9,000円が増となっております。施設改良工事としまして、管理棟の新築工事を計上いたしております。

ページのほうは、恐れ入ります、11ページのほうにお戻りをいただきたいと思っております。

11ページ、12ページがキャッシュ・フローの計算書でございます。

13ページから16ページでございますが、こちらが給与費の明細書でございます。

17ページ以降に予定の損益計算書でございます。21ページまで連なっております。

22ページが予定の貸借対照表でございます。

22ページ、資産の部の流動資産のところをごらんいただきたいと思っております。

流動資産として、(1)現金預金でございます。29年度末として6億569万7,438円の現金残高を見込んでおります。2配水場の新設によりまして、多額の資金が必要となります。地方債等も有効に活用しまして、健全な事業運営に努めてまいりたいと考えております。

以上で、水道事業会計の御説明とさせていただきます。

続きまして、黄緑色のところをごらんいただきたいと思っております。

公共下水道事業特別会計予算でございます。

1枚はねていただきまして、議第16号 平成29年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計予算。

平成29年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億1,800万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債) 第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金) 第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1億円と定める。

(歳出予算の流用) 第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1枚はねていただきまして、公共下水道費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成29年3月6日提出、安八郡安八町長。

1ページをごらんいただきたいと思います。

第1表 歳入歳出予算でございます。

1ページが歳入、2ページが歳出でございます。合計しまして9億1,800万円でございます。

3ページをお願いいたします。

第2表 地方債でございます。

起債の目的としまして、公共下水道整備事業、限度額は2億2,160万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法はごらんのとおりでございます。

4ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございます。

4ページが歳入、5ページが歳出でございます。前年度との比較等をまとめたものでございます。

6ページ以降が明細となります。

29年度におきましては、浄化センター維持管理費、また公債費等、経常的な経費のほか、浄化センターの長寿命化の関係で電気設備工事のほうを進めてまいります。

6ページでございます。

歳入のまず項の1負担金でございます。合わせまして467万6,000円、前年対比706万6,000円の減でございます。

款の2使用料及び手数料、項の1使用料、下水道使用料につきましては、2億5,115万1,000円、対前年比1,300万円の増額で計上いたしております。

款の3国庫支出金でございます。3,500万円、対前年3,225万円の増でございます。浄化センターの電気設備工事に充当するものでございます。

7ページをお願いいたします。

款の5繰入金でございます。

項の1、一般会計繰入金のほうからは3億8,000万円、項の2でございませ  
ず下水道整備基金のほうからは2,000万円の繰り入れを行います。

8ページをお願いいたします。

款の8町債でございませ。本年度につきましては2億2,160万円、資本費  
平準化債、または浄化センターの電気設備工事のほうに地方債のほうを充当  
いたす予定でございませ。

9ページをお願いいたします。

以降が歳出となります。

まず目の1公共下水道建設費でございませ。今年度1億4,104万2,000円、  
4,977万円の増でございませ。説明欄では下から2段目でございませ。処理  
場整備費としまして7,000万円、こちらは浄化センターの長寿命化の関係で  
ございませ。電気設備工事費を計上いたしてございませ。

目の2浄化センター管理費につきましては、1億6,355万5,000円を計上い  
たしてございませ。

10ページをお願いいたします。

款の2公債費でございませ。元金、利子合わせまして6億870万4,000円、  
前年度より1,145万2,000円が増額となっております。

11ページにつきましては予備費でございませ。469万9,000円を計上いたし  
てございませ。

12ページをお願いいたします。

地方債の状況でございませ。表の一番右、最下段をお願いいたします。

29年度末でございませ。64億4,984万9,000円の地方債残高と見込んでござ  
いませ。

13ページ以降につきましては、給与費の明細書でございませ。後ほどござ  
らんいただければと思ひませ。

以上で、平成29年度の予算説明とさせていただきます。説明不足の点もご  
ざいませが、何とぞよろしく御審議のほど、お願いをいたします。

続きまして、議案書の73ページをお願いいたします。

議第17号 安八町公共下水道事業特別会計への繰り入れについて。

地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条の規定により、安八町公共下  
水道事業特別会計は、次のとおり平成29年度安八町一般会計から繰り入れる

ものとする。

平成29年3月6日提出、安八郡安八町長。

記でございます。1として、繰入額3億8,000万円。2として、繰り入れ理由でございます。下水道事業においては、事業収入のみでの事業実施は健全財政を維持することが困難なため、一般会計から繰り入れするものでございます。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第12号から議第17号までは、会期内の各委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第12号から議第17号までは会期内の各委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

---

議長 日程第20、議第18号 町道路線の認定について、日程第21、議第19号 町道路線の変更について、日程第22、議第20号 町道路線の廃止についてまでの3議案を一括議題といたします。

提案説明を求めます。

建設課長兼S I C建設推進室長 岡田立君。

建設課長兼S I C建設推進室長 それでは、75ページをお願いいたします。

議第18号について、朗読並びに説明をさせていただきます。

議第18号 町道路線の認定について。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年3月6日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、こちらにつきましては認定をお願いします詳細でございます。

次ページをお願いいたします。

このページ以降、82ページまでが認定をお願いします路線網図となります。1番から9番までの9路線は、全て住宅分譲の開発に伴う道路の寄附採納による認定でございます。また、10番につきましては、中地内での道路新設によるものでございます。最後に11番、12番の2路線につきましては、アクセ

ス道路の延伸に伴うものでございます。

83ページをお願いいたします。

議第19号について、朗読並びに説明をさせていただきます。

議第19号 町道路線の変更について。

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年3月6日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、こちらにつきましては変更をお願いします路線の明細でございます。

変更点といたしましては、結小学校地内、敷地内を走る町道中組南8号線の起点を変更するものでございます。

1枚はねていただきまして、87ページ、88ページが変更をお願いします路線網図で、87ページが変更前、88ページが変更後ということでございます。

89ページをお願いいたします。

続いて、議第20号について、朗読並びに説明をさせていただきます。

議第20号 町道路線の廃止について。

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年3月6日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、廃止をさせていただきます路線の明細でございます。

次ページをお願いいたします。

93ページ、94ページが廃止をお願いします路線網図でございます。

1番につきましては、住宅分譲の関係で道路を廃止するものでございます。

また、2番、3番の2路線につきましては、アクセス道路の延伸に伴うものでございます。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第18号から議第20号までは、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第18号から議第20号までは会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

お諮りします。

各常任委員会での審査のため、3月7日から3月16日までの10日間を休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。よって、3月7日から3月16日までの10日間を休会することに決定いたしました。

以上で、本日の日程を全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会をいたします。

なお、3月17日は午前10時から本会議を開きますので、議場にお集まりください。まずは最初に一般質問を行い、続いて議案の審議を行いますので、御了承をお願いいたします。

これをもちまして終了といたします。ありがとうございました。

(散会時間 午後1時40分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年3月6日

議 長            山 中 美 恵 子

議 員            岩 田 讓 治

議 員            古 澤 榮 一

平成29年3月17日（第2日）



議 事 日 程 (平成29年3月17日第2日)

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 委員会報告
- 日程第4 議第1号 安八町職員の退職管理に関する条例制定について
- 日程第5 議第2号 安八町職員の降給に関する条例制定について
- 日程第6 議第3号 安八町職員の分限の手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議第4号 安八町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議第5号 安八町税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第9 議第6号 安八町手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議第7号 安八町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議第8号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議第9号 安八町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第13 議第10号 平成28年度安八郡安八町一般会計補正予算 (第6号)
- 日程第14 議第11号 平成28年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号)
- 日程第15 議第12号 平成29年度安八郡安八町一般会計予算
- 日程第16 議第13号 平成29年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算
- 日程第17 議第14号 平成29年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第18 議第15号 平成29年度安八郡安八町水道事業会計予算
- 日程第19 議第16号 平成29年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第20 議第17号 安八町公共下水道事業特別会計への繰入れについて
- 日程第21 議第18号 町道路線の認定について
- 日程第22 議第19号 町道路線の変更について
- 日程第23 議第20号 町道路線の廃止について
- 日程第24 議第21号 副町長選任につき同意を求める件

(追加議事日程)

日程第1 議第22号 工事請負契約の締結について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 山中 美恵子

○出席議員（10名）

1番 西松 幸子	2番 碓井 昭夫	3番 西松 巖
4番 安井 忠	5番 小川 文雄	6番 大平 文雄
7番 岩田 譲治	8番 古澤 榮一	9番 山中 美恵子
10番 渡邊 明博		

○欠席議員（なし）

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長 堀 正	教育長 渡邊 均
参 事 岡田 武史	建設調整監 吉村 英市
産業振興課長 西松 博美	建設課長兼 SIC建設推進室長 岡田 立
総務課長 坂 優	企画調整課長 大平 共美
生涯学習課長兼 総合体育館長 安井 孝行	税務課長 堀 芳弘
学校教育課長兼 給食センター所長 河合 一	会計管理者 渡邊 毅
福祉調整監 堀 隆志	住民環境課長 吉村 等
福祉課長 坂 和由	

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長 山田 靖	書記 石田 千夏
書記 土岐 寿徳	

(開議時間 午前10時00分)

議長 皆さん、おはようございます。

天候もよく、大分暖かくなってまいりました。

また、百梅園のボランティアというか、あれも御苦労さんでございました。たくさんの方、きょう傍聴に来ていただいております。何かとお忙しい中、皆さんよろしく申し上げます。

それでは、ただいまから平成29年第1回安八町議会定例会2日目を開催いたします。

ただいまの出席議員は10名でございます。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第1回安八町議会定例会2日目の会議を開きたいと思っております。よろしく願いいたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

---

議長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、10番 渡邊明博君、1番 西松幸子君をお願いいたします。

---

議長 日程第2、一般質問を行います。

質問通告により、発言を許します。

質問の発言をされる方をお願いをいたします。再質問は2回までといたしますので、よろしく願いをいたします。

それでは最初に、6番 大平文雄君。

6番 おはようございます。

きょうも平日にもかかわらず、本当に多くの方に傍聴にお越しいただきましてありがとうございます。ある自治体では、平日では傍聴者1名というような、そんなような自治体もあったというように聞いております。政治に関心を持っていただけるということで、我々も非常に勇気100倍、安八町のために頑張っていきたいというふうに思っております。

それでは、事前通告に従いまして、議長から発言のお許しをいただきましたものですから、まず私のほうから質問をさせていただきます。

今回は、次期学習指導要領の改訂案の答申を受けて、小学校における英語

教育の対応施策ということで、小学校の英語教育に的を絞った質問をさせていただきます。

質問の要旨でございますが、平成28年12月21日中央教育審議会から「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な施策等について」として、次期学習指導要領の改訂案を文部科学大臣に答申いたしました。

その答申を受けて、文部科学大臣は小・中学校の指導要領を2016年度中、今年度中です、もう3月も日にちが少ない、今年度中に出るかと思っておりますけれども、2016年度中に、高校の指導要領は2017年度中に告示するとなっております。

そのような中で、29年2月14日、小・中学校の教育課程の基準となる新学習指導要領策が文部科学省から公表されております。今回で7回目の改訂となりますが、ゆとりとか詰め込みとかという2項目対立的な議論には戻さないというようなことになっております。

今回の中央教育審議会の答申は、学校を変化する社会の中に位置づけ、よりよい社会をつくるという目標を学校と社会が共有し、どのように学び、どのような資質、能力を身につけられるようにするか、社会に開かれた教育課程を目指すべき理念として位置づけることとしています。

これによって、教職員間、学校段階間、学校と社会との間の相互連携を促すものであります。

さて、今回は学習指導要領の答申のうち、特に小学校で大きく変貌する英語教育に的を絞って質問したいと思います。

まず答申は、何を学ぶかという量だけでなく、どのように学ぶかという質にも踏み込み、カリキュラムマネジメントという新しい考え方を取り入れています。

小学校では、英語の聞く、話すを中心の外国語活動、これは現在今5年生と6年生に週1こま、いわゆる1時間は45分で実施しておりますが、それを3年生、4年生に前倒ししていきます。5年生、6年生の英語は週2こま、週2時間でございますが、教科書を使い、読み、書く、話す、聞くの要素も学び、成績を評価するとなっております。

小学校は、3年生から6年生の間に35こま、いわゆる35時間ずつふえるこ

とになります。

なお、全面施行は2020年からとなっておりますが、先行実施期間は2018年度から2年間設けられております。2018年といいますと、もうあと1年しかございません。

答申については、他の学科を削減することなく前倒ししており、小学校の授業時間は限界にきています。その結果、短縮授業、土曜日の活用や夏休みの短縮、60分授業に踏み込まざるを得ないと考えている次第でございます。

教職員の負担を考慮し、文部科学省は教職員の増員や研修の充実などを進めるとしてはいますが、増員というのは容易でなく、ベテランの先生が大量退職する地域も多く、教職員の研修が重要と思われまます。

そこで、教育長に御質問します。

小学校の指導要領実施前の先行実施期間、2年間は重要な期間であり、学校側の裁量で教員も子供も混乱なく、2020年の実施時にスムーズに授業に入れるよう準備しなくてはなりません。これを怠れば、中学校進学時に大きな、いわゆる中1ギャップというものが発生する懸念があります。

御存じのように、2月15日の岐阜新聞によりますと、大垣市の小野小学校は県の研究校として、授業時間の捻出方法として短時間学習、すなわち水曜日、木曜日、金曜日の朝15分を英語の授業に充てています。

このような他校の実情を踏まえ、いまだ文部科学省からは新学習指導要領の告示はされておきませんが、現状の小学校の英語教育の実情と、先行実施期間における教育方針及び方向性は、既に今、教育長はお持ちであると思っております。現時点で答弁できる範囲内で伺いたいと思ひます。

なお、現状、全く白紙ということはないと思ひますが、そのようなことであれば、またいつごろまでに方向性を打ち出すかという考えがありましたら、伺いたいと思ひます。以上よろしくお祈ひします。

議 長 教育長 渡邊均君。

教育長 今回の改訂は、2030年社会及び未来を構築するため、文部科学省が平成32年、東京オリンピック開催年度を皮切りに、小学校から順次、新学習指導要領を完全実施していくものとしてお祈ひします。その中で、小学校外国語科の新設が今回の改訂の中心内容の一つになってお祈ひします。

そこで、本町におきまます英語教育推進についてお答ををさせていただきます

す。

最初に、英語教育に関する町の現状についてお答えをします。

現行の学習指導要領では、5・6年に外国語活動が週1時間、年間35時間で必修化されております。授業の内容は、話す（スピーキング）、聞く（リスニング）が中心の授業でございます。

安八町における外国語に関する授業時間数は、1・2年が年間10時間、3・4年が年間15時間、5・6年が年間35時間の外国語活動を実施しておるところでございます。

これが、次期学習指導要領では、3・4年に外国語活動の週1時間、年間35時間が移行されまして、5・6年には外国語科、英語科が週2時間、年間70時間の教科として新設されます。

外国語科の授業の内容といたしましては、読む（リーディング）、書く（ライティング）も加わり、より中学校の英語科との接続を図ることとなっております。

このような現状の中、先行実施を念頭に置きまして、本年度当初から顧問校長を選任し、町校長研修会の開催や教員へのアンケート実施をしました。そして、安八町英語部会で来年度実施する4回の研修会議の活動計画案を、現在作成したところでございます。

次に、先行実施期間の施策の方針、方向性について、対策としてお答えいたします。

第1に、増加した授業時間の確保の対策でございます。

3・4年の外国語活動で15時間、5・6年の外国語科で35時間が増加することになります。この増加時間の確保は、始業式、終業式の終わった後の授業や、土曜授業の実施によります授業時間枠の増加によりまして、大半は確保できるところございますが、まだ全てではございません。今後、さらに校長会で具体化を検討してまいります。

第2に、教員の資質向上を図る対策でございます。

中学校では、英語科免許教員は英検2級以上取得を推進しておりますが、小学校は担任主導となり、免許教科に関係なく全員の指導力アップが必要となります。

そこで、個人力ではなくチーム力を高めるために、1. 英語学習推進リー

ダーを活用すること、2. 年間指導計画及び単位時間の指導過程を工夫すること、3. 年間指導計画、指導案、教材の安八町バージョンを来年度中に作成することの3点の向上策を考えております。

第3に、中学校外国語科での学力向上につながる対策でございます。

英語科教育の特別地区指定を先進的に取り組んできている小学校での大きな課題となっておりますのは、中学校英語の学力向上になかなか成果が見られないことだそうです。

そこで、中学校への連動策としましては、安八町英語部会で中学校の英語科教員との連携・交流をし、お互いの授業にフィードバックしていくことを考えております。

その中で、短時間授業のモジュール方式と長時間の1こま方式との組み合わせの有効性を見きわめたり、中学校では独自に英語教員やALT等とのオールイングリッシュ、全て英語によりますデイキャンプを実施したりすることを計画しておるところでございます。

21世紀スキルの一つとしまして、グローバル社会でのコミュニケーション能力の育成は、今後ますます重要度を増してくるものと考えられますので、実効性のある英語教育の充実を図っていきたいと考えております。

以上、大平議員の質問への回答とさせていただきます。

〔6番議員挙手〕

議長 大平文雄君。

6番 ありがとうございます。

小学校の英語というものは、非常に、今教育長が言われましたように、全教科担任しているということで、学生時代、いわゆる教職免許を取ったとしても、なかなか英語は私は苦手でしたという人がかなり見えます。また、得意であっても、いざ教育、指導となるとなかなか難しい問題も含まれておるかと思えます。

皆さん御存じのように、先般ニュースでもちょっと見ましたけれども、京都府がこの新しい学習指導要領の前提条件として、中学校で英語の先生の能力を調べたというようなことが出ていました。それは、皆さん御存じのTOEICという試験でございますが、皆さんも受けてみえるかと思えます。その中で、英検準1級を持ってみえる人が、逆に持ってみえない人ですね、

150人中の先生のうちの半分、75名が持ってみえないということで、TOEICを受けた結果、英検準1級が取得できたという人、これはTOEICで730点らしいんですけれども、それが16名しか見えなかったという結果になっております。

学力が全てではない、TOEICの点数が全てでないことは十分承知しておりますが、特に小学校の英語活動、英語教育がついて、中学校へスムーズに入っていただけるように、切にこれから教育長を筆頭に安八独自の英語施策というものを打ち出していきたいというふうに思っております。よろしくをお願いします。

以上で質問を終わります。

議長 答弁はよろしいですか。

6 番 はい、要りません。ありがとうございます。

議長 御苦労さんでした。

続いて、7番 岩田讓治君。

7 番 どうも皆さん、おはようございます。

きょうも多くの傍聴の方、来ていただきまして本当にありがとうございます。私ども議員の、先ほど大平議員も申されましたけれども、勇気になる、元気がいただけるということで、喜んでおります。

私からは、2つ質問をさせていただきます。

1つは、町営住宅について、もう1つは道の駅についてでございます。

安八町の町営住宅事業の第1期の工事は、町の重要施策として提案をなされ、人口の流出の歯どめ策、地域開発の促進を目的に、町勢発展の礎を目指したものでございました。

当時の議会には、町営住宅建設特別委員会が設けられまして、議長ほか5人で組織され、検討がなされました。

それは、昭和36年から6年間にわたってのお話でございます。136戸の町営住宅が町内各地に建設をされました。当時建設された住宅は、既に現在払い下げがなされ、その姿を見ることはほとんどございません。

その後、第2期工事といたしまして建設されましたのが、北今ヶ淵の地内にあります町営住宅、昭和50年から52年に建設されました3棟、24戸でございます。40年が既に経過をいたしてございまして、その間大きな改修あるいは



耐震工事もなされておらず、老朽化が大変進んでおります。今年度の予算案の中にも、これらの対策費用は盛り込まれておりません。

今後、この対応をどのようにお考えになられるのか、担当長の御答弁をお願いするものでございます。

2つ目は、道の駅の構想でございます。

農産物の生産、加工、販売までを総合的に行う体制をつくり、農業振興と地域の活性化を目的に、安八町第6次産業の推進化検討会が平成24年8月に設置をされました。その検討会では、生鮮野菜等の生産、販売、特産品の開発、農産物の直売所などについて、町長を初め生産者の代表の方、商工会の関係の方、また農産物の加工をされる代表の方、行政関係者も加わって検討がなされたわけでございます。

しかし、その後の動きはなく、町の第五次総合計画に記されております道の駅構想の行方にも影響が出ると思っております。

高規格道路やスマートインターチェンジの建設が着々と進んでいる中、それに合わせた道の駅の整備計画は待ったなしでございます。担当長の御所見をお伺いいたします。よろしく願いいたします。

議長 建設課長兼S I C建設推進室長 岡田立君。

建設課長兼S I C建設推進室長 岩田議員からの町営住宅関連の御質問について回答させていただきます。

議員の御質問の中にもございましたが、現在の町営住宅は昭和50年から52年の3カ年で、各年度1棟ずつ、計3棟、24戸を約1億円かけ建設しました。構造は簡易耐火構造2階建てとなっております。

町営住宅の家賃収入は、年間350万円ほどとなっております。

また、町営住宅を維持していく費用としましては、担当者の人件費、各種保険料、営繕費など、年間200万円ほどの経費を要しております。

議員御指摘のように、町営住宅建設からは40年以上の歳月が経過しており、近年、床組みや床板、また壁、水回り、水道管、ガス管など、さまざまな部分で経年劣化によるダメージが多く見られるようになり、毎年最低限の修繕を施し、維持管理をしている状態でございます。

最近では、通常の営繕とは別に、ガス管の腐食によるガス漏れの危険性が増したため、平成26年、27年の2カ年で140万円ほどをかけ、24戸のガス管

の交換を行いました。

今後も、このような住宅全戸を修繕するような大きな事案が次々と発生する傾向にあると考えております。

さらに、町として一番気がかりな点は、町営住宅の耐震化の問題でございます。

阪神、東日本、熊本など全国各地で大規模な地震が発生し、家屋倒壊による被害も多く発生している中、懸念されている東海・東南海地震が発生した場合には、倒壊の可能性が高い確率で起こることも考えられます。

早急にも老朽化に対応した大規模改修工事や、耐震化工事を進める必要があるとは考えておりますが、その費用は建てかえるのと同様か、それ以上の費用が必要になると思われま。

もともと、公営住宅は低所得者の方を対象に入居可能となっておりますが、長年入居してみえる世帯では、子供たちが成長され、世帯所得が基準を超える世帯が増加している傾向にもあります。年月の経過と時代の変化に伴い、安定的な所得を得られる世帯がふえてきていると思われ、町営住宅が担う役割も徐々に終息に向かっているようにも感じます。

このような状況を踏まえ、担当課長としましては、今後の方向性として、国が推進している空き家対策の事業に関連する交付金を活用し、既存民間住宅を利用して提供する手法や、また今年度策定しました安八町空家等対策計画の中、第5章で空き家等対策の具体策例として空き家バンクを設置して、移住希望者と空き家所有者とのマッチングをしていくこととしております。

このような手法も活用し、町営住宅居住者の移住に努め、将来的には廃止の方向へ導きたいと考えております。

しかしながら、第五次総合計画におきましては、町営住宅の計画的な修繕やバリアフリー化を行うと位置づけてありますので、担当課で簡単に結論づけられるものではなく、各課横断的にかかわってくる課題だと考えております。

早急に確固たる町の方向性を見出し、指針として公営住宅事業を進めていきたいと思っております。

以上、岩田議員への回答とさせていただきます。

議長 企画調整課長 大平共美君。

企画調整課長 続きます、2点目の道の駅に関する御質問に対しましてお答えさせていただきます。

岩田議員からは、平成23年12月議会で、農業の6次産業化の拡大について御提言をいただいております。

それに対しましては、町としましても積極的に取り組んでいくとし、平成24年8月には農業関係者を中心とする6次産業化推進検討委員会を立ち上げました。主に、直売所を視点にした検討が中心となり、先進地の視察やアンケート調査も実施しましたが、何かと課題も多く、またスマートインターチェンジによる交通形態の変化なども予測され、その後具体的に進展していない状況となっております。

悲願ではありましたがスマートインターチェンジが来年度末、平成30年3月末までには完成する運びとなりました。

現在は、スマートインターチェンジを活用したまちづくりの検討として、国の地方創生交付金を活用し、産業の集積や多くの人々が往来するにぎわいのあるまちづくりとして、町内へ人の流れを呼び込む集客力の向上に向けた検討を進めているところでございます。

その一つとして、道の駅的な構想もございます。全国的に道の駅のイメージは、採算性が難しいなど問題もありますが、ほかの施設、機能との連携を図り、安八町の産業の振興など相乗効果が発揮できる体制を構築したいと考えております。

近く検討結果を説明できるかと思えます。議員の皆様や関係の方々とも協議させていただき、よりよい計画をつくり上げていきたいと考えております。

以上、岩田議員への回答とさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

議長 岩田讓治君。

7番 どうもありがとうございました。

岡田課長におかれましては、大変具体的に御説明いただきまして、検討の中に廃止という言葉も出てまいったわけでございます。

私も、安八町の町営住宅に関しましては、一時期のニーズに応えましてつくったんですけれども、そういう時代ではなくなってきた、その役割は終息に向かっておるんじゃないかなというふうに感じておるところでございます。

ただ、1点だけお願いしたいのは、24戸のうち21世帯がまだ入っておられます。この方々に十分に御理解いただいて、今後対策を早急に進めていただきたい、その1点でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

それから、道の駅につきましては、当時私も委員の1人といたしまして、いろいろ議論したことを覚えています。特に、直売所のほうにレストランを設けて一緒につくったらどうかとか、あるいは名物品をこしらえて知名度アップを狙ったらどうかとか、設置場所をどこにするんだとか、いろいろと議論は出ましたが、しかし、なかなか前に進まなかったというのは現状でございます。

今後は、やっぱり町全体の発展を十分に御協議いただきまして、将来構想のイメージを描いて、道の駅の役割、位置を明確にしていきたいと思えます。そして、すばらしい御提案をぜひ示していただきたいというふうに願っておるところでございます。

以上、2つとも要望でございます。再質問じゃあございません。今後ともよろしくお願いいたします。これで私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長 御苦勞さんでございました。

続きます、1番 西松幸子君。

1 番 おはようございます。よろしくお願いいたします。

私からは、認知症対策についてお伺いいたします。

お手元に資料がありますので、よろしくお願いいたします。

それでは質問に入らせていただきます。

現在、全国の認知症患者数は平成24年時点で462万人、さらに高齢化が進むと32年には630万人と推計されています。

認知症対策は、今や国民的課題となっています。私が、昨年3月の介護保険の改定による町の対策についての一般質問の回答の中で、認知症の施策の一環として、認知症カフェの計画、また介護ボランティアの養成講座を行うとなっていました。

現在、安八町では、昨年11月から元気百梅カフェがサンライズ長良で、安八温泉でも週1回実施されています。来年度4月からは、安八診療所でも実施されることになり、多くの高齢者や家族の方から期待されています。

また、昨年11月に高齢者助け合い生活支援事業として、元気サポーター養成講座が行われ、34名の方が受講されました。高齢者が必要としているごみ出しや電球の取りかえなど、時間に応じてワンコインでサービスが受けられる事業が来年度4月から始まるとお聞きしました。

元気サポーターの方々が、地域の高齢者の暮らしをお手伝いし、サポーターの方の健康にもつながり、とてもすばらしい事業であると思っています。その事業を通して、さらに認知症の人たちを地域社会で見守っていく輪が広がっていくことが望まれます。

28年度版厚生労働白書では、65歳以上の7割を超える人々が、自宅で暮らし続けたいと回答しています。地域包括ケアシステムの中で、認知症高齢者が自宅で暮らす期間を可能な限り長くしていくため、自治体の知恵と地域の協力が不可欠となってきています。

認知症は、初期症状のうちにプロがかかわることが大事だとされており、医療や介護の専門職が適切な治療やケアにつなげて、自立生活をサポートする認知症初期集中支援チームの配置が重要となってきています。

そこで、安八町の認知症初期集中支援チームの配置と、今後の充実の方向について伺います。

議長 福祉課長 坂和由君。

福祉課長 西松幸子議員の認知症対策についての御質問にお答えいたします。

当町においては、平成29年2月末現在、要介護認定を受けた方は450名いらっしゃいます。そのうち280名の方が認知症を患ってみえます。割合にすると62.2%でございます。また、65歳以上の人口約3,900名から見ると、7.2%の割合でございます。

その認知症の方が利用できる介護サービスとしては、症状が軽度または中程度の方を対象としたデイサービスがございます。認知症に対応した介護や機能訓練を受けることにより、精神的、身体的な機能回復、引きこもり解消、家族の負担軽減を目的としております。このデイサービスには203名の方が利用されております。

症状が重い方につきましては、認知症のグループホームへ入居し、必要な介助を受けながら共同生活を送り、機能訓練などを実施しております。こちらには28名の方が利用されております。

さて、議員御指摘のとおり、認知症は初期症状のうちに専門的なケアを受けることが、本人または家族にとってとても大事なことで、認知症の早期診断、早期対応に向けた支援体制を構築しなければならないと考えております。

町では、国の認知症施策推進総合戦略、これを新オレンジプランといいます。これにのっとり、認知症になっても安心して地域で生活が続けられるまちづくりを目指しております。

本人、家族の方が認知症の相談をしやすいよう、現在福祉課のほかに町内の医療機関、介護施設に相談窓口を設置しており、介護サービスが必要な方には地域包括支援センターの職員が対応をしております。

中でも認知症に関して、早期に専門的な対応が必要な場合には、認知症初期集中支援チームが支援することとなり、そのチームにつきましては本年度立ち上げたところでございます。チーム員は3名で構成し、その構成員は認知症専門の医師、地域包括支援センターの保健師、そして社会福祉協議会の社会福祉士でございます。

町として、今後については、認知症専門医の指導のもと、この支援チームが認知症の方やその家族を訪問し、初期の支援を包括的また集中的に行い、自立支援のサポートを行ってまいります。

さらに、認知症施策や、認知症高齢者、こういう方に優しい地域づくりのため、町を挙げた取り組みが必要であることから、今後は認知症施策の充実、認知症への理解を深めるため、サロンや健康教室、老人クラブ、学校教育等において、認知症に対する普及啓発を図ってまいります。

認知症は、本人とその御家族の精神的、身体的不安、また負担がとても大きいものです。さまざまな施策に取り組むことで、認知症の方を含む高齢者の方が御自宅で安心して暮らせる優しい地域環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上、西松幸子議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

議長 西松幸子君。

1番 ありがとうございました。

認知症初期集中支援チームが立ち上げたばかりということですので、これからよろしく願いいたします。

認知症の方が、家族がちょっと目を離したすきに、外に出て、家に帰ることができなくなる事例がよくあります。全国には、自分の名前も住所も話すことができず、家族のもとへ帰れず、施設で暮らしている方がたくさんいらっしゃいます。そんなことにならないためにも、早い段階で、家族のもとへ無事に帰ることができますように、住所、名前、電話番号を書いたカエルワッペンをつくっていただき、高齢者宅に配付していただけないでしょうか。

また、ほかに何かよい方法があるようでしたらお伺いします。

議長 坂和由君。

福祉課長 議員の再質問にお答えさせていただきます。

氏名や住所、また電話番号を書いたカエルワッペン、そういうようなものを衣服、胸に張る方法についてでございますが、私は認知症ですということのみずから宣言することであり、また御家族の同意等が必要となってくる、そのような課題がございますので、慎重に検討せざるを得ないと考えております。

通常、認知症の方は、私たちと同様、靴を履いて外に出られます。そこで、ワッペンのほかの策といたしまして、認知症の方の靴に張る見守りシールなるものを作成し、その御家族に配付をしたいと考えております。そのシールは夜間でもわかるように、蛍光塗料の材質でできたものを使用し、靴のかかとまたはつま先に張るように考えております。

そのシールには、安八町001、安八町002というように、番号で作成します。そして役場の福祉課のほうで、その方の情報を台帳管理するような方法を考えております。ただ、この方法が家族の方だけ知っていることでは、発見や見守りにつながりませんので、認知症の方をこの地域全体で見守っていくという体制づくりのため、広報紙等を活用しながら、このことを周知していきたいと考えております。

以上、西松議員の再質問に対する回答とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

議長 西松幸子君。

1番 ありがとうございました。

こういう現代では、小学校の名札も、昔は名前、住所、全部書いていましたけれども、今危ない社会になっておりまして、名札をつけることもなくな

るところもあります。認知症の場合もやはり名札もそういうこともありますし、今、早速来年度からシールの事業をやってくださるということで、それが一番だと思いますので、これから高齢者人口がますますふえる中、早速来年度からそういったシールで皆さんにお知らせして、高齢者宅に配付していただきますように、よろしく願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長 御苦労さんでした。

続いて、4番 安井忠君。

4番 議長より発言の許可をいただきましたので、私からは2点について質問いたします。

町設置の交通標識・表示について質問します。

町内の集落や農免道路などに、町が独自に設置した交通標識看板があります。設置場所は必要なところにあり、それなりの効果もあると思われていますが、昨今、渋滞を避けるための車両が、農道や集落内の生活道路をスピードを上げて通り抜けていきます。

そのため、幹線道路以外での地元住民の方と町外の通り抜けの方との交通事故がふえています。事故防止のためにも、事故多発、危険場所に道路標示・標識の設定を望みます。

できれば、町設置の標識では法的効力がなく、厳守する義務もなく、交通事故がその場で起きても、その標識は過失割合に反映されず、ないものと同じ扱いとなります。せっかく標識を設置するのなら、手間と時間をかけてでも法的効力のある県公安委員会の設置物をお願いいたします。

続きまして、害鳥駆除について質問します。

ジャンボタニシは、補助金をもらって区を挙げて駆除しています。そのせいもあって、一時期よりタニシの被害は減りましたが、鳥による農作物の被害は変わらずよく聞きます。

スズメによる稲や、カラスやヒヨドリによる野菜や果樹など、おどしただけではすぐになれてしまい、群れをなしてしつこくやってくるそうです。

各個人単位の防除対策をしても、他の農地に移るだけで、全体的な被害軽減のためには広域的な対策を計画的に行うことが大切かと思えます。

最近の害鳥駆除の実施状況と予定はどのように立てていますか。担当課に



お尋ねします。以上です。

議 長 総務課長 坂優君。

総務課長 安井議員の町設置の交通標識・表示についての御質問につきまして、回答をさせていただきます。

御質問いただきました件につきましては、長良川、大垣一宮線の羽島大橋、渡河部におけます渋滞を原因とするもので、大安大橋の開通に伴いまして、町内に流入した通過車両が渋滞を避けるため、地域内道路へ進入することによって起こった交通事故と考えております。

根本的な解消につきましては、大垣江南線の長良川架橋の早期完成となりますが、短期間でできるものではございません。それまでの間、町内を通過する車両が安全かつ円滑に通過してもらうため、規制を伴う交通標識を一つの手段とするようにとの御提言と考えております。

一般的に、新しい橋や道路ができた場合に起こる現象といたしまして、ドライバーは少しでも早く行ける道をとまることなく進める道など、ドライバーが有効と考える道路が見つかるまでの間、いろいろな道路を試しながら通行するようです。いろいろな試し通行がされた後、ある程度の時間がたつと、個々の通行する道が一定し、車の流れが落ちつくようでございます。その落ちついた段階で、規制が必要な箇所を判断していくことが有効とされております。

大安大橋も開通し、2年以上経過いたしましたので、その時期と判断できますので、具体的な箇所につきましてお知らせいただき、警察へ要望してまいりたいと考えております。

また、要望したものが直ちにできるものではありませんので、個々の箇所の状況を判断しながら、注意喚起や安全対策等、町でできる有効な手段を検討し、警察への要望と並行して進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、安井議員の質問への回答とさせていただきます。

議 長 続きまして、産業振興課長 西松博美君。

産業振興課長 安井議員の害鳥駆除についての質問につきまして、回答をさせていただきます。

町では、害鳥駆除につきましては、平成25年度までは安八猟友会に依頼し

て駆除を実施していましたが、平成25年に会員の高齢化により解散されてからは、直接駆除は実施しておりません。

現在の対応は、各農家での自己防衛、また中部電力においては電柱や電線のカラス等の卵の採取、巣の撤去を手取りで行っていただいているのが現状でございます。今後の具体的な駆除実施の予定につきましてもございません。

町といたしましては、被害が出ないよう対策を講じることとして、地域、集落に害鳥を寄せつけない環境づくりが被害対策の第一歩として啓発をしていきます。

1つに、集落内の餌場をなくすことが重要でございます。農地の収穫の残渣、またくず野菜を捨てない、果樹の放置、とり残し、人からの給餌をしないことでございます。

2つに、隠れ場をなくすことが重要でございます。水辺の草刈り、用水路のごみ、草の除去を徹底することでございます。

これらの対策で、害鳥被害軽減につながるよう、繰り返しいたしますが、地域、集落で取り組むことを啓発してお願いしていきたくと思っております。

以上、安井議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔4番議員挙手〕

議長 4番 安井忠君。

4番 どうも答弁ありがとうございました。

町設置の交通標識につきましては、各地区からの要望に沿って、今後進めていただけたらと思います。

害鳥駆除につきましては、猟友会が解散したからやめましたとか、なら民間業者に問い合わせたことがあるのか、また地区で対策しろとか、はなからやるつもりがないようなふうに分かれますが、被害額は少ないかもしれませんが、少なからず困っていらっしゃる方が大勢いらっしゃると思いますので、お金がかかることではございますが、鳥は早く広くおいしいものを食べます。収穫前の被害をなくすためにも、何らかの努力をお願いいたします。

答弁ございましたらお願いします。なければ結構ですけど。

議長 産業振興課長 西松博美君。

産業振興課長 安井議員の再質問ということで御回答させていただきます。

先ほどは、私のほう、今でいう守りという形でやっておりましたが、議員

御提言のとおり、積極的に民間の方の防除を検討、また今言います広報等でまた地域に啓発させていただきまして、皆さんで守っていただきたいというようなことの啓発を進めていきたいと思っておりますので、努力していきますので、よろしくお願ひします。

以上で、質問の回答とさせていただきます。

〔4番議員挙手〕

議 長 4番 安井忠君。

4 番 どうもありがとうございました。

今後ともよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。以上で終わります。

議 長 続いて、最後です。5番 小川文雄君。

5 番 発言のお許しをいただきましたので、私からは安八温泉を核とした活気とにぎわいのあふれるまちづくりについて御質問をさせていただきます。

瑞穂市から安八温泉への定期バスの運行計画が、今検討されております。過日、アンケート調査も行っていただいたということでございますが、詳しい結果はまだ出ていないそうでございますが、私はこの安八温泉を核とした活気とにぎわいのあふれるまちづくりのために、このバスの計画、ぜひとも実現をさせてほしいという思いでございます。

実は、この活気とにぎわいのあふれるまちづくりにつきましては、きょうお手元に資料としてお配りをさせていただいておりますが、安八町の第五次総合計画の中で、安八温泉、年間何人というようなこともきちっと書いてありますが、要するに安八温泉や百梅園を観光資源とした観光の振興策として、具体的に計画をされております。そのための施策として、魅力的な観光ルートを整備し、集客力の向上を図ることという表現をされております。

この定期バスの乗り入れにつきましては、集客力の向上を図ると、まさに第一歩として極めてタイムリーなことと思ひます。

しかし、そのためには、解決をしなければならないいろいろな課題が数多くございます。

例えば定期バスと今走っておりますアンピーバス、コミュニティーバスでございますが、これとの連携調整、あるいは安八温泉の施設そのものや周辺のインフラ整備、百梅園や中須川の桜並木などの観光場所への誘導、さらに

は防犯、防災、交通安全などの対策、こういったものを数え出したらきりがございません。

そこで、こういう諸課題を克服して、新しいまちづくりをするために、今後何が必要なのか、何をすべきなのか、執行部の方々のお考えをお尋ねいたします。

最初に、定期バスの利便性を図り、利用者の拡大を図るためには、現行のコミュニティーバスとの連携調整が必要であります。運行経路、料金体系、あるいは発着時刻の調整、こういったことは利用促進策も視野に入れて検討をしていかなければならないと考えます。今後どのようなスタンスで検討されるのでしょうかということです。

次に、安八温泉の利用客、先ほども見ていただいておりますように、現状月約2万人、これは26年度の実績として年間23万2,000人という実績がございますが、月割りにしますと約2万人ということでございます。これを30年度には、月2万5,000、年間にして30万人という目標でございます。これに対しまして、現状のままでサービスの低下を招かなく対応ができるかということでございます。本館建物は老朽化が激しく、設備も修繕に次ぐ修繕で運転されているのが現状でございます。

一方で、定期バスの発着所ともなれば、当然待合所や駐車・駐輪場、バスの待機場所、そういったものが必要になります。そして、何よりも私のようなトイレの近い利用客は、何はなくてもトイレと。屋外にトイレは欲しいなあということでございます。こういった課題に今後どのように対応されるのでしょうか。

さらには、周辺の道路の整備も必要になります。それから、ATM、売店、喫茶店、食堂、こんなのがあればいいなあということも考えながら、民活によるまちづくりにも配慮が必要だと思えます。

加えて、極めて重要なことは、人が集まれば集まるほど防犯、防災、交通安全対策、こういったものが必要になります。町長さんのお話によりますと、ここ数年来、俗に言う泥棒さんですが、泥棒やら万引きといった犯罪が、年々、全体では減少しているということですが、なぜか安八町だけが逆にふえているということでございます。今後、このバスの運行によって、こうした犯罪がさらにふえるのではないかという心配も出てまいります。

また、安八温泉は児童の通学の集合場所にもなっております。子供たちを交通事故から守るためにも、周辺の道路も含めて、例えば通学路交通安全プログラムの中に取り入れていただくなりして、交通安全対策には万全を期していただきたいという思いでございます。

町長さんが、スマートインターチェンジの完成を安八町発展の礎としたいと言われましたが、私は定期バス乗り入れを、安八温泉を核とした活気とにぎわいのあふれるまちづくりの概念としていただきたいと強く思います。

こうしたまちづくりは、一朝一夕にはできませんが、つくろうとしなければ、未来永劫、何もできません。ここはひとつ企画調整課がリーダーとなって、この種のまちづくりの検討会を立ち上げていただき、皆さんで真剣に検討をしていただき、できることから順に実施していただきたいと思います。

ただ単にバスが来ますよではなく、新しいまちづくりのためにバスを誘致しますよというスタンスで取り組んでいただきたい。そうすることが起爆剤となって、人が集い、にぎわいができる、さらに人が集う。そこには、活力ある地域が生まれる、やがて定住者もふえる。そこに第五次総合計画で描いた活力とにぎわいのあふれるまち、そういったものができ上がるということでございます。やがては若者や子供たちを優しく包摂するまち、安八町ができ上がるという夢でございます。

こういった夢を、ただ単に夢で終わらせることなく具現化をしていただきたいと強く思う一人でございます。

以上で、雑駁ではございますが、質問をさせていただきますので、それぞれ関係課長さんから誠意ある、また夢のある御答弁をいただきたいと思いません。よろしく願いをいたします。

議長 企画調整課長 大平共美君。

企画調整課長 小川議員の御質問につきましてお答えをさせていただきます。

御質問は、各課にまたがる内容でございますが、全体的なまちづくりの計画に関することでもありますので、企画調整課でお答えをさせていただきます。

さて、長年の悲願でもありましたスマートインターチェンジでございますが、現在急ピッチで工事が進められており、平成29年度末には完成する見込みとなっております。完成もいよいよ現実味を帯びてまいり、感慨もひとし

おでございます。

平成29年度の予算では、スマートインターチェンジの完成を好機と捉えた今後のまちづくりの礎となることを目指しております。

財政的には制約を受ける中にあり、スマートインターチェンジの完成を最優先に財源を投入しておりますが、スマートインターチェンジを活用し、いかにして安八町の発展につなげていくか、これからが行政としての本領が問われるときであると思っております。

企業誘致はもちろんですが、小川議員が御提言されるとおり、活気とにぎわいのあふれるまちづくりにも取り組んでいかなければなりません。

安八町は南北に長い地形であり、スマートインターチェンジを南の玄関口として、安八百梅園、中央部に安八温泉、北部に位置する結神社を結ぶ北部へつなげる観光ルートの構築も集客力の向上、にぎわいの創造には大きな効果が期待できると考えております。にぎわいの創造には、外部からの人の流れをつくることが重要となり、またバスなどの交通機関の拡充や施設の充実も必要となります。

そのような中、隣接の瑞穂市と広域・定期バスの協議を進めることになりました。どの自治体も地方創生に向け、創意工夫を凝らしております。穂積駅から安八温泉までが運行計画となっておりますが、まさしく小川議員が言われるとおおり、極めてタイムリーで安八町としましても、ぜひとも前向きに検討したい計画であります。

安八町からは、通勤、通学、商業圏の拡大など、利便性の向上につながるとともに、安八温泉への外部からの来場者が見込まれるなど、まちのにぎわいにもつながるものと思われまます。そのためには、議員が懸念されるとおり、多くの課題もございます。

1点目の広域バスと既存のコミュニティーバスとの連携調整についてでございます。

広域バスの路線、ダイヤなどは、瑞穂市との協議によります。町としましては、安八温泉をさらに南進させてはなどとの思いも持っております。

また、コミュニティーバスとの連携を向上させるには、コミュニティーバスの運行全体の見直しが必要になってまいります。全体の見直しは、公共交通会議により協議させていただきますが、これまでのバス1台での運行効率

を高めるためには、停留所の位置やダイヤの見直しや、そもそも1台での運行についても見直す必要があると考えております。広域バスのアンケートの取りまとめができた段階で、早目に会議を開催させていただく予定でございます。

2点目は、安八温泉施設そのものの能力、機能であります。

議員が言われますとおり、総合計画では年間30万人の利用者を目標に上げております。これまで、施設や機器類の老朽化対策として、緊急性などを考慮し修繕を施してまいりました。集客力を向上させるためにも、幅広い年代層に対応した機能の付加や飲食コーナー、販売施設の充実など、今後は抜本的な施設の改革が必要であると考えます。また、特産品の開発、バス利用者の方への特典なども検討してまいります。

バスの運行を開始するまでには、バスの待機場所の確保や、バス利用者のための駐車場の確保、屋外トイレの設置など、できることから整備をしてまいります。

3点目の課題は、これも議員から御指摘されるところの、交通量の増加による交通安全、防犯対策であります。

周辺の道路整備はもとより、小・中学校の通学路対策も講じなければなりません。現在でも温泉でイベントがある場合は、交通量がふえ、周辺の皆様には御迷惑をおかけしている状況にあります。地元の住民の皆様へも、また温泉へ来場される方へも、安心・安全の確保、景観に配慮した環境整備も重要であると思っております。

その中で、平成32年に都市計画の定期見直しという関係で、都市計画の見直しが実施されますので、民間企業が開発しやすいように、土地利用の見直しも検討してまいります。

今後の検討の進め方でございますが、ここまでは安八温泉の改築、バス路線など断片的な検討でありましたが、課長以上会などを活用し、横断的な対策により検討を進め、安八温泉を核とした整備計画、町内全域の観光ルートの構築に努めてまいります。

温泉の改築のたたき台の案をつくってはおりますが、多額の投資が必要となります。財源的には厳しい状況にありますが、国の交付金や温泉の改築には民間資金の活用も検討し、計画的に整備を進めてまいりたいと考えており

ます。

いずれにいたしましても、若者と子供たちを優しく包摂するまちの創造に向け、職員が熱意を持ち取り組んでまいります。

議員各位におかれましても、御指導並びに御鞭撻を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、小川議員への回答とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

議長 小川文雄君。

5番 ただいま、かなり詳しく御説明、御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

何と言っても、新しいまちづくりに関しましては、すぐできるものではございません。どういうスタンスで取り組んでいくかというのが一番でございます。

たまたまバスがやってくるということでございますが、これはバスがやってくるんで、御苦労さん、温泉のお客がふえるかなあという考えではとても貧しい考え方だと私は思うんですね。だから、このバスが来るという機会を全面的に表に出して、そうすることによって、安八温泉、行ってみようで安八温泉へ行きました。中のお風呂はすばらしい、宿泊もできる、いっぱい飲めるな、また行ってみよう、隣り合わせまた来ちゃうという、そういうつくりでまちをつくっていただきたい。

先ほど、将来的には土地利用計画の見直しでということでございますが、非常にありがたいと思います。民活、開発ができるように、土地計画の見直しをやっていただきますと、そこにはまた新しい施設ができる。そういったことで、どんどこまちが大きくなる、にぎわいがあふれるというまちになってくるということです。

何も、今すぐどうこうせよということで御提案をしておるわけやないものですから、我々の孫の時代、ひ孫の時代、ああ安八町はすばらしいなあというようなまちになっておるように、今から準備をしていただきたいという意味で、まちづくりの御提案をさせていただきましたんで、きょうはそういう意味での課題の整理は十分していただいたと認識しております。できるものからやっていただきたいということを強くお願いをして、質問を終わります。



御答弁は要りません。ありがとうございました。

議長 御苦労さんでした。

以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたしまして、11時30分から再開をいたします。よろしくお願いいたします。

(午前11時20分 休憩)

(午前11時30分 再開)

議長 再開をいたします。

---

議長 日程第3、委員会報告を行います。

議事に入る前に、付託事件を審査していただきましたので、委員会の開会順に報告を求めます。

スマートインターチェンジ建設促進特別委員長 渡邊明博君。

10番 それでは、スマートインターチェンジ建設促進特別委員会に付託された事件の審査結果を次のとおり決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記といたしまして、日時、平成29年3月6日、午後1時45分から行いました。

出席者は、委員全員、関係執行部全員でございます。

付託事件及び審査の結果でございますが、議第10号 平成28年度安八郡安八町一般会計補正予算（第6号）、議第12号 平成29年度安八郡安八町一般会計予算について審査をいたしました。

審査の結果、全員一致で原案どおり承認をいたしました。

少数意見の留保の有無はありません。

その他といたしまして、安八スマートインターチェンジ地区協議会が2月27日に開催され、その議事内容の説明がありました。

お断りをいたしますが、ここで地区協議会というのは、安八町の地区内の関係ではございません。国、県、NEXCO、また関連市町村にかかわる協議会でございます。

主なものといたしまして、供用予定時期として、今まで大変おくれました。この関係については、今まで軟弱地盤に対する調査、検討に時間を要し、現

在もその対策に時間がかかっており、平成29年3月の完成の予定でしたが難しく、1年後の平成30年3月に供用を開始するという報告がNEXCOのほうからありました。

2といたしまして、スマートインターチェンジの名称原案は、安八スマートインターチェンジとすることなどを諮り、承認をいただいた旨の説明がありました。

また、審査終了後に現場の視察を行い、NEXCOより現在の工事の進捗状況について説明を受けました。

以上で、スマートインターチェンジ建設促進特別委員会の報告とさせていただきます。

議長 続いて、議会改革特別委員長並びに総務産建委員長 古澤榮一君。

8 番 それでは、報告をいたします。

安八町議会議長 山中美恵子様。議会改革特別委員会委員長 古澤榮一。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記1. 日時、平成29年3月6日月曜日、午後3時10分から。

2. 出席者、委員全員と議会事務局長。

3. 事件及び審査の結果。

平成29年度議会報告会の開催時期等について協議をいたしました。平成29年度も3会場で開催することを決定し、日時、会場につきましては、5月10日水曜日、ハートピア安八、5月11日木曜日、ふれあいセンター、5月12日金曜日、結の郷で、全会場とも午後7時30分から開催をいたします。

なお、開催に当たりましては、議会だより、町の広報紙、広報無線や地区回覧文書で皆様に案内をいたします。

4. 少数意見の留保の有無はございません。

その他、2月17日金曜日に開催された全員協議会で報告のありました特別職報酬等審議会の答申内容で、議会議員の報酬について、1万円増という答申があり、この時点でも見送りの結論を出しましたが、再度、今回の議会改革特別委員会で協議をした結果、議会議員の報酬について、全員一致で現状維持での報酬ということを確認いたしました。

次に、総務産建常任委員会ですが、報告をいたします。

安八町議会議長 山中美恵子様。総務産建常任委員会委員長 古澤榮一。  
本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

- 記1. 日時、平成29年3月9日木曜日、午前10時から。
2. 出席者、委員全員、関係執行部全員。なお、傍聴者は関係課係長。
3. 付託事件及び審査の結果。

議第1号 安八町職員の退職管理に関する条例制定、議第2号 安八町職員の降給に関する条例制定、議第3号 安八町職員の分限の手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定、議第4号 安八町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定、議第5号 安八町税条例の一部を改正する条例制定、議第6号 安八町手数料条例の一部を改正する条例制定、議第9号 安八町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定については、全員一致で原案どおり承認をいたしました。

また、議第10号 平成28年度安八郡安八町一般会計補正予算（第6号）、議第12号 平成29年度安八郡安八町一般会計予算、議第15号 平成29年度安八郡安八町水道事業会計予算、議第16号 平成29年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計予算、議第17号 安八町公共下水道事業特別会計への繰入れについて、議第18号 町道路線の認定について、議第19号 町道路線の変更について、議第20号 町道路線の廃止について、以上を審査いたしました結果、議第10号の平成28年度一般会計補正予算（第6号）並びに議第12号の平成29年度一般会計のうち当委員会の関係分を、また議第15号から20号まで全て原案どおり承認をいたしました。

少数意見の留保の有無はございません。

その他、現地視察といたしまして、平成29年度の工事予定箇所を視察し、中須地内の農道整備や、工専地域内の道路改良工事予定地を視察し、工事概要の説明を受けました。以上。

議長 民生文教委員長 碓井昭夫君。

- 2 番 それでは、民生文教常任委員会の御報告をさせていただきます。

安八町議会議長 山中美恵子様。

本委員会に付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、

会議規則第77条の規定により報告をさせていただきます。

日時としまして、平成29年3月10日金曜日でございますけれども、午前10時から開催をいたしました。

出席者は、委員全員と関係執行部全員。なお、傍聴者は関係課の係長さんでございます。

付託事件及び審査の結果でございますけれども、議第7号 安八町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定、議第8号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定につきましては、全員一致で原案どおり承認をさせていただきました。

また、議第10号 平成28年度安八郡安八町一般会計補正予算（第6号）、続きまして、議第11号 平成28年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議第12号 平成29年度安八郡安八町一般会計予算、議第13号 平成29年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算、議第14号 平成29年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算、以上を審査いたしました結果、議第10号の平成28年度一般会計補正予算（第6号）並びに議第12号の平成29年度一般会計予算のうち当委員会の関係分と、また議第11号、議第13号から議第14号までを全て原案どおり承認をいたしました。

少数意見並び留保の件でございますけれども、留保はございません。

その他でございます。

委員会終了後、現地視察として、安八町の小・中学校における英語教育の現状についてということで、牧小学校6年生の英語の授業を視察させていただきました。

以上、委員会の報告とさせていただきます。

議長 以上で委員会報告を終わります。

---

議長 日程第4、議第1号 安八町職員の退職管理に関する条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第1号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第5、議第2号 安八町職員の降給に関する条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第2号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第6、議第3号 安八町職員の分限の手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第3号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第7、議第4号 安八町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第4号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第8、議第5号 安八町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第5号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第9、議第6号 安八町手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第6号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第10、議第7号 安八町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第7号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第11、議第8号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定  
についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第8号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第12、議第9号 安八町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する  
条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第9号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第13、議第10号 平成28年度安八郡安八町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第10号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第14、議第11号 平成28年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第11号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第15、議第12号 平成29年度安八郡安八町一般会計予算を議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕



議 長 異議なしと認めます。したがって、議第12号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第16、議第13号 平成29年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第13号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第17、議第14号 平成29年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第14号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第18、議第15号 平成29年度安八郡安八町水道事業会計予算を議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第15号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第19、議第16号 平成29年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第16号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第20、議第17号 安八町公共下水道事業特別会計への繰入れについてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第17号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第21、議第18号 町道路線の認定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第18号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第22、議第19号 町道路線の変更についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第19号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第23、議第20号 町道路線の廃止についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第20号は原案どおり可決いたしました。

---

議 長 日程第24、議第21号 副町長選任につき同意を求める件を議題とします。

提案説明を求めます。

町長 堀正君。

町 長 それでは、私のほうから議第21号、副町長選任に関する提案説明をさせていただきます。

まず、議案を朗読し、その後説明させていただきます。

議第21号 副町長選任につき同意を求める件。

副町長を次のとおり選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定に基づき、本町議会の同意を求めます。

平成29年3月17日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、住所、安八郡安八町西結823番地、氏名、岡田武史、生年月日、昭和36年1月30日。

それでは、提案説明をさせていただきます。

ただいま空席となっております副町長に、参事の岡田武史君を選任いたしたく、提案させていただきました。

岡田武史君は、平成3年4月に入庁され、平成18年5月から総務部で財政主監・総務課長を、平成24年1月からスマートインターチェンジプロジェクト課長・企画調整課長を、そして平成25年4月からスマートインターチェンジ建設準備室長を経て、平成26年4月からは建設課長、その後、渡辺浜幸前副町長が平成27年9月末に退任後は、平成27年11月から参事兼建設課長を、そして平成28年4月からは参事を務められています。

非常に豊かな行政経験、特に財政における知識を持っておられ、また人柄も誠実、温厚であり、誰よりも安八町に対し熱い思い、志を持っている人物でございます。

また、職員の中での人望も厚く、安八町のさらなる発展に向け、御活躍いただけるものと信じております。

なお、選任につきましては、平成29年4月1日からとさせていただきます。

どうぞ、選任につきまして、御同意を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長 本件については、質疑及び討論を省略し、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第21号は原案どおり可決しました。

ここで、新副町長が議場におられますので、御挨拶をお願いします。

岡田武史君。

新副町長 議長様より発言のお許しをいただきましたので、一言御礼を申し上げます。

せていただきます。

ただいまは副町長の選任につきまして、御同意をいただきまして、まことにありがとうございました。

責任の重大さを痛感し、身の引き締まる思いでございます。

もとより微力ではございますが、安八町の発展に向け、町長の補佐役として、誠心誠意努力してまいる所存でございます。

議員の皆様におかれましても、今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。御礼とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議 長 よろしくお願ひしたいと思ひます。

ここで、町長より発言を求められておりますので、発言を許します。

町長 堀正君。

町 長 それでは、議員各位に工事請負契約の締結につきまして、お願ひを申し上げます。

先月、2月28日に工事の入札を行ひまして、安八町配水場自家発更新工事並びにスマートインターチェンジ建設工事に伴ひ、名神南道水路（第1工区・第2工区）の整備に係る道路改良工事であります。

今回、これらの工事請負契約を締結したいので、安八町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を賜りたいので、追加日程としてお願ひをさせていただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひします。

議 長 お諮りします。

ただいま町長より、工事請負契約の締結についてが提出されました。

これを日程に追加し、議題にしたいと思ひますが、御異議ございませぬか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第22号 工事請負契約の締結についてを日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

事務局より議案書を配付させます。

〔議案書配付〕

---

議 長 追加日程第1、議第22号 工事請負契約の締結についてを議題といたしま

す。

提案説明を求めます。

建設課長兼S I C建設推進室長 岡田立君。

建設課長兼S I C建設推進室長 では、追加日程表を1枚はねていただきまして、議第22号につきまして、議案の朗読並びに御説明を申し上げます。

議第22号 工事の請負契約の締結について。

次のとおり、工事の請負契約を締結するものとする。

平成29年3月17日提出。安八郡安八町長。

記といたしまして、1件目でございますが、1. 契約の目的、安八町配水場自家発更新工事、2. 契約の方法、指名競争入札、3. 契約の金額、9,504万円、4. 契約の相手方、岐阜県大垣市神田町1丁目1番地、株式会社弘光舎、代表取締役 小野義明。

2件目といたしまして、1. 契約の目的、名神南道水路（第1工区）整備工事、2. 契約の方法、指名競争入札でございます。3. 契約の金額、2億3,004万円、4. 契約の相手方、岐阜県安八郡安八町南今ヶ淵518番地、高田建設株式会社、代表取締役 高田英雄。

3件目といたしまして、1. 契約の目的、名神南道水路（第2工区）整備工事、2. 契約の方法、指名競争入札、3. 契約の金額、2億520万円、4. 契約の相手方、岐阜県安八郡安八町西結2763番地、株式会社堀組、代表取締役 堀知靖。

1件目の工事でございますが、現配水場に設置されている自家発電装置を更新するものであり、工期は9月末を予定しております。

また、2件目、3件目の工事につきましては、スマートインターチェンジの整備に伴いまして、名神高速道路本線南側に位置する道水路のつけかえを行うものでございます。工期は平成30年3月末を予定しております。

この3件の工事請負契約に当たり、安八町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。以上、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議 長 本件について質疑を行います。

〔5番議員挙手〕

議 長 小川文雄君。

5 番 素朴な質問を3点ほどさせていただきます。

1つ、これ予算は今年度予算になっておるかということが1つ。

それから、入札されたのは2月28日と聞いておりますが、そうすれば、初日にお諮りをなぜいただかなかったか、なぜ追加になったかということ、2点目。

それから、間違ってもまだ契約は済んでいませんよね、3点目。よろしく。

議長 答弁、岡田立君。

建設課長兼S I C建設推進室長 小川議員さんの御質問でございます。

1点目の今年度予算かというお話でございます。

配水場につきましては、補正をお認めいただいた予算で、今年度予算の執行となっております。

また、2件目、3件目につきましても、6月に補正をさせていただいた案件でございます、今年度予算の執行ということでございます。

2問目の御質問でございますが、初日の議案として提出させていただかなかったのは、予算の繰り越し承認が必要でございますので、本日繰り越しの予算の補正のほうを承認いただきましてから、議決をいただくということで、最終日の本日、追加として上げさせていただきました。

3点目でございますが、当然のことながら、入札は2月28日に終わっておりますが、現時点では全ての3つとも仮契約ということで、本日議決が終わった後に本契約の手続をとりたいというふうに思っております。以上でございます。

議長 そのほかございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第22号は原案どおり可決をいたしました。

以上で、本定例会に提出されました案件は全て議了いたしました。

これをもって平成29年第1回安八町議会定例会を閉会といたします。皆さん、御苦労さんでございました。ありがとうございます。

(閉会時間 午後0時07分)



上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年3月17日

議 長            山 中 美 恵 子

議 員            渡 邊 明 博

議 員            西 松 幸 子